

貴族院 戰時補償特別措置法案特別委員會議事速記録第二號

第一回 帝國議會

付託議案

- 戰時補償特別措置法案
- 金融機關再建整備法案
- 特別和議法案
- 厚生年金保險法及船員保險法特例
- 人壽省預金部等損失特別處理法案
- 厚生年金保險法及船員保險法特例
- 企業再建整備法案
- 企業再建整備法案
- 財產稅法案
- 財產稅等收入金特別會計法案
- 企業整備資金措置法を廢止する等の法律案
- 帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律案
- 復興金融金庫及び產業復興營團出資拂込金支辨のための公債發行に關する法律案
- 自作農創設特別措置特別會計法案
- 委員長(三土忠造君)　御聽キノ通り

- 委員長(三土忠造君)　御聽キノ通り
- 板谷順助君　負債整理ト指定負債ト云フ此ノ區別ハドウナツテ居リマスカ、又此ノ法案ヲ見マスルト、大藏大臣ガ指定期雲フ言葉ガ屬ミ使ハレテ居ルノデアリマスルガ、此ノ指定ト云フ其ノ範圍ハドウ云フ程度デアリマスカ
- 委員長(三土忠造君)　今銀行局長チヨットオイデニナリマスカラ、外ノ方ノ郵便貯金ノノ
- 板谷順助君　ソレデハ郵便貯金ノ關係ノ方ガオイデニナツテ居リマスルオラバ、私ガ昨日質問致シマシタノハ、評價益ト評價損ガドウ云フ程度ニ計算サレテ居リセウカ、或ハ又ガ恐ラクハ昨日ノ答辯ニ依リマスレバ預金者ニ如何ナル影響ヲ及スカト云フ意味ノ質問ヲシタマス、恐ラクハ昨日ノ答辯ニ依リマスレバ預金カラ貸付ケタ、或ハ其メ他ノ關係ニ於キマシテハ其ノ計算ガムヅカシイト云フヤウナ御話デアリマシタケレモ、併シナガラ私ハは大陸ムヅカシイト言ヘバムカシイガ、併シ全國ノ所謂零細資金ヲ持ツテ居ル預金者ニ重カ政府委員ニ御注意ヲ願ヒタイト思
- 委員長(三土忠造君)　是ヨリ會議ヲ開キマス、板谷順助君、昨日ノ續ト云。板谷順助君　私ハ先づ第一ニ委員長
- 委員長(三土忠造君)　御聽キノ通り
- 十時九分開會

- 委員長(三土忠造君)　是モ銀行局長ノ問題デス、板谷君ノ質問ハ皆銀行局長ノ方デスネ
- 政府委員(三木秋義君)　當面ノ責任者ハ只今マダオ見エニナツテ居ラレマセヌデ、私商工省ノ者デ所管外デゴザイマスケレドモ、關聯致ス事項デゴザイマスカラ簡単ニ御答へ致シタイト思ヒマス、銀行ノ預金ニ結局ドレダケノ損失ガ及ブカト云フコトハ、根本的ニハ企業ニ、戰時補償ノ打切りニ依ツテ企業ガドレダケノ損失ヲ受ケルノカ、其ノ損失ガ、銀行ノ貸付金ニ對シテドレダケノ影響ヲ及スカト云フコトガ、ハツキリシナイト結論ガ出テ來ナイト思ヒマス、ソレデ各企業ニ於ケル所ノ特別損失ガ、整備計畫ガ立ダナイト、ソレガ結局銀行ニドレダケノ負擔ガ行クカト云フコトガ最後ニハ出テ來マセス、從ヒマシテ銀行ニ於キマシテハ企業家ノ損失ガドレダケ、ソレカラ自分自身で受ケル所ノ戰時補償ノ損失ガドレダケト云フコトガ出マシテ、初メテ預金者ニ對シテドレダケ負擔ヲ掛ケルト云フ數字ガ出テ來ル譯デアリマス、從ヒマシテソレガ最後の二分リマスノハ相當後ニナルノデハナイカ、斯様ニ考ヘマス
- 板谷順助君　私ハサウ云フ意味デ聽
- 委員長(三土忠造君)　ヤリ直シテ下サイ
- 板谷順助君　此ノ金融機關再建ニアリヤスル整理負債ト指定負債ノ區別ヲ
- 委員長(三土忠造君)　御聽キノ通り

- 委員長(三土忠造君)　大藏大臣ガ指定スルト云フ此ノ言葉ハ、私ノ想像ニ依リマスルト云フト、所謂舊勘定カラ新勘定ニ向ケタト云フコトニ付テノ、大藏大臣ノ指定期ナカト想
- 委員長(三土忠造君)　付託議案
- 委員長(三土忠造君)　御聽キノ通り
- 委員長(三土忠造君)　大藏大臣ガ

付託議案

- 委員長(三土忠造君)　御聽キノ通り
- 板谷順助君　負債整理ト指定負債ト云フ此ノ區別ハドウナツテ居リマスカ、又此ノ法案ヲ見マスルト、大藏大臣ガ指定期雲フ言葉ガ屬ミ使ハレテ居ルノデアリマスルガ、此ノ指定ト云フ其ノ範圍ハドウ云フ程度デアリマスカ
- 委員長(三土忠造君)　今銀行局長チヨットオイデニナリマスカラ、外ノ方ノ郵便貯金ノノ
- 板谷順助君　ソレデハ郵便貯金ノ關係ノ方ガオイデニナツテ居リマスルオラバ、私ガ昨日質問致シマシタノハ、評價益ト評價損ガドウ云フ程度ニ計算サレテ居リセウカ、或ハ又ガ恐ラクハ昨日ノ答辯ニ依リマスレバ預金者ニ如何ナル影響ヲ及スカト云フ意味ノ質問ヲシタマス、恐ラクハ昨日ノ答辯ニ依リマスレバ預金カラ貸付ケタ、或ハ其メ他ノ關係ニ於キマシテハ其ノ計算ガムヅカシイト云フヤウナ御話デアリマシタケレモ、併シナガラ私ハは大陸ムヅカシイト言ヘバムカシイガ、併シ全國ノ所謂零細資金ヲ持ツテ居ル預金者ニ重カ政府委員ニ御注意ヲ願ヒタイト思
- 委員長(三土忠造君)　是ヨリ會議ヲ開キマス、板谷順助君、昨日ノ續ト云。板谷順助君　私ハ先づ第一ニ委員長
- 委員長(三土忠造君)　御聽キノ通り
- 十時九分開會

- 委員長(三土忠造君)　是モ銀行ニ對スル貸付ヲ、殆ド之ノ問題デス、板谷君ノ質問ハ皆銀行局長ノ方デスネ
- 政府委員(三木秋義君)　當面ノ責任者ハ只今マダオ見エニナツテ居ラレマセヌデ、私商工省ノ者デ所管外デゴザイマスケレドモ、關聯致ス事項デゴザイマスカラ簡単に御答へ致シタイト思ヒマス、銀行ノ預金ニ結局ドレダケノ損失ガ及ブカト云フコトハ、根本的ニハ企業ニ、戰時補償ノ打切りニ依ツテ企業ガドレダケノ損失ヲ受ケルノカ、其ノ損失ガ、銀行ノ貸付金ニ對シテドレダケノ影響ヲ及スカト云フコトガ、ハツキリシナイト結論ガ出テ來ナイト思ヒマス、ソレデ各企業ニ於ケル所ノ特別損失ガ、整備計畫ガ立ダナイト、ソレガ結局銀行ニドレダケノ負擔ガ行クカト云フコトガ最後ニハ出テ來マセス、從ヒマシテ銀行ニ於キマシテハ企業家ノ損失ガドレダケ、ソレカラ自分自身で受ケル所ノ戰時補償ノ損失ガドレダケト云フコトガ出マシテ、初メテ預金者ニ對シテドレダケ負擔ヲ掛ケルト云フ數字ガ出テ來ル譯デアリマス、從ヒマシテソレガ最後の二分リマスノハ相當後ニナルノデハナイカ、斯様ニ考ヘマス
- 板谷順助君　私ハサウ云フ意味デ聽
- 委員長(三土忠造君)　ヤリ直シテ下サイ
- 板谷順助君　此ノ金融機關再建ニアリヤスル整理負債ト指定負債ノ區別ヲ
- 委員長(三土忠造君)　御聽キノ通り

- 委員長(三土忠造君)　大藏大臣ガ指定スルト云フ此ノ言葉ハ、私ノ想像ニ依リマスルト云フト、所謂舊勘定カラ新勘定ニ向ケタト云フコトニ付テノ、大藏大臣ノ指定期ナカト想
- 委員長(三土忠造君)　付託議案
- 委員長(三土忠造君)　御聽キノ通り
- 委員長(三土忠造君)　大藏大臣ガ

- 戦時補償特別措置法案
- 金融機關再建整備法案
- 特別和議法案
- 厚生年金保險法及船員保險法特例
- 人壽省預金部等損失特別處理法案
- 厚生年金保險法及船員保險法特例
- 企業再建整備法案
- 企業再建整備法案
- 財產稅法案
- 財產稅等收入金特別會計法案
- 企業整備資金措置法を廢止する等の法律案
- 帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律案
- 復興金融金庫及び產業復興營團出資拂込金支辨のための公債發行に關する法律案
- 自作農創設特別措置特別會計法案
- 委員長(三土忠造君)　御聽キノ通り

- 委員長(三土忠造君)　今銀行局長チヨットオイデニナリマスカラ、外ノ方ノ郵便貯金ノノ
- 板谷順助君　ソレデハ郵便貯金ノ關係ノ方ガオイデニナツテ居リマスルオラバ、私ガ昨日質問致シマシタノハ、評價益ト評價損ガドウ云フ程度ニ計算サレテ居リセウカ、或ハ又ガ恐ラクハ昨日ノ答辯ニ依リマスレバ預金者ニ如何ナル影響ヲ及スカト云フ意味ノ質問ヲシタマス、恐ラクハ昨日ノ答辯ニ依リマスレバ預金カラ貸付ケタ、或ハ其メ他ノ關係ニ於キマシテハ其ノ計算ガムヅカシイト云フヤウナ御話デアリマシタケレモ、併シナガラ私ハは大陸ムヅカシイト言ヘバムカシイガ、併シ全國ノ所謂零細資金ヲ持ツテ居ル預金者ニ重カ政府委員ニ御注意ヲ願ヒタイト思
- 委員長(三土忠造君)　是ヨリ會議ヲ開キマス、板谷順助君、昨日ノ續ト云。板谷順助君　私ハ先づ第一ニ委員長
- 委員長(三土忠造君)　御聽キノ通り
- 十時九分開會

- 委員長(三土忠造君)　是モ銀行局長ノ問題デス、板谷君ノ質問ハ皆銀行局長ノ方デスネ
- 政府委員(三木秋義君)　當面ノ責任者ハ只今マダオ見エニナツテ居ラレマセヌデ、私商工省ノ者デ所管外デゴザイマスケレドモ、關聯致ス事項デゴザイマスカラ株主ノ九割ヲ充テル、ソレカラ會社ノ五百萬圓ノ預金ノ七割ヲ充テル、百萬圓ノ五割充テル、十萬圓ノ三割充テル、ソレカラ法人ノ預金ノ殘額ヲ充テル、後ノ殘リノ株式ノ一割ヲソレニ充テル、是テ空ツボニナツチヤウ、其ノ後デ整理債務ノ債權者ノ金額ヲ之ニ充テル、ソコテ初メテ指定債務ノ債權者、或ハ政府ノ補償ト、斯ラ云ノ段取別損失ガ、整備計畫ガ立ダナイト、ソリキシナイト結論ガ出テ來ナイト思ヒマス、ソレデ各企業ニ於ケル所ノ特別損失ガ、銀行ノ貸付金ニ對シテドレダケノ影響ヲ及スカト云フコトガ、ハツキリシナイト結論ガ立ダナイト、ソレガ結局銀行ニドレダケノ負擔ガ行クカト云フコトガ最後ニハ出テ來マセス、從ヒマシテ銀行ニ於キマシテハ企業家ノ損失ガドレダケ、ソレカラ自分自身で受ケル所ノ戰時補償ノ損失ガドレダケト云フコトガ出マシテ、初メテ預金者ニ對シテドレダケ負擔ヲ掛ケルト云フ數字ガ出テ來ル譯デアリマス、從ヒマシテソレガ最後の二分リマスノハ相當後ニナルノデハナイカ、斯様ニ考ヘマス
- 板谷順助君　私ハサウ云フ意味デ聽
- 委員長(三土忠造君)　ヤリ直シテ下サイ
- 板谷順助君　此ノ金融機關再建ニアリヤスル整理負債ト指定負債ノ區別ヲ
- 委員長(三土忠造君)　御聽キノ通り

- 委員長(三土忠造君)　是モ銀行ニ對スル貸付ヲ、殆ド之ノ問題デス、板谷君ノ質問ハ皆銀行局長ノ方デスネ
- 政府委員(三木秋義君)　當面ノ責任者ハ只今マダオ見エニナツテ居ラレマセヌデ、私商工省ノ者デ所管外デゴザイマスケレドモ、關聯致ス事項デゴザイマスカラ株主ノ九割ヲ充テル、ソレカラ會社ノ五百萬圓ノ預金ノ七割ヲ充テル、百萬圓ノ五割充テル、十萬圓ノ三割充テル、ソレカラ法人ノ預金ノ殘額ヲ充テル、後ノ殘リノ株式ノ一割ヲソレニ充テル、是テ空ツボニナツチヤウ、其ノ後デ整理債務ノ債權者ノ金額ヲ之ニ充テル、ソコテ初メテ指定債務ノ債權者者、或ハ政府ノ補償ト、斯ラ云ノ段取別損失ガ、整備計畫ガ立ダナイト、ソリキシナイト結論ガ出テ來ナイト思ヒマス、ソレデ各企業ニ於ケル所ノ特別損失ガ、銀行ノ貸付金ニ對シテドレダケノ影響ヲ及スカト云フコトガ、ハツキリシナイト結論ガ立ダナイト、ソレガ結局銀行ニドレダケノ負擔ガ行クカト云フコトガ最後ニハ出テ來マセス、從ヒマシテ銀行ニ於キマシテハ企業家ノ損失ガドレダケ、ソレカラ自分自身で受ケル所ノ戰時補償ノ損失ガドレダケト云フコトガ出マシテ、初メテ預金者ニ對シテドレダケ負擔ヲ掛ケルト云フ數字ガ出テ來ル譯デアリマス、從ヒマシテソレガ最後の二分リマスノハ相當後ニナルノデハナイカ、斯様ニ考ヘマス
- 板谷順助君　私ハサウ云フ意味デ聽
- 委員長(三土忠造君)　ヤリ直シテ下サイ
- 板谷順助君　此ノ金融機關再建ニアリヤスル整理負債ト指定負債ノ區別ヲ
- 委員長(三土忠造君)　御聽キノ通り

- 委員長(三土忠造君)　是モ銀行ニ對スル貸付ヲ、殆ド之ノ問題デス、板谷君ノ質問ハ皆銀行局長ノ方デスネ
- 政府委員(三木秋義君)　當面ノ責任者ハ只今マダオ見エニナツテ居ラレマセヌデ、私商工省ノ者デ所管外デゴザイマスケレドモ、關聯致ス事項デゴザイマスカラ株主ノ九割ヲ充テル、ソレカラ會社ノ五百萬圓ノ預金ノ七割ヲ充テル、百萬圓ノ五割充テル、十萬圓ノ三割充テル、ソレカラ法人ノ預金ノ殘額ヲ充テル、後ノ殘リノ株式ノ一割ヲソレニ充テル、是テ空ツボニナツチヤウ、其ノ後デ整理債務ノ債權者ノ金額ヲ之ニ充テル、ソコテ初メテ指定債務ノ債權者者、或ハ政府ノ補償ト、斯ラ云ノ段取別損失ガ、整備計畫ガ立ダナイト、ソリキシナイト結論ガ出テ來ナイト思ヒマス、ソレデ各企業ニ於ケル所ノ特別損失ガ、銀行ノ貸付金ニ對シテドレダケノ影響ヲ及スカト云フコトガ、ハツキリシナイト結論ガ立ダナイト、ソレガ結局銀行ニドレダケノ負擔ガ行クカト云フコトガ最後ニハ出テ來マセス、從ヒマシテ銀行ニ於キマシテハ企業家ノ損失ガドレダケ、ソレカラ自分自身で受ケル所ノ戰時補償ノ損失ガドレダケト云フコトガ出マシテ、初メテ預金者ニ對シテドレダケ負擔ヲ掛ケルト云フ數字ガ出テ來ル譯デアリマス、從ヒマシテソレガ最後の二分リマスノハ相當後ニナルノデハナイカ、斯様ニ考ヘマス
- 板谷順助君　私ハサウ云フ意味デ聽
- 委員長(三土忠造君)　ヤリ直シテ下サイ
- 板谷順助君　此ノ金融機關再建ニアリヤスル整理負債ト指定負債ノ區別ヲ
- 委員長(三土忠造君)　御聽キノ通り

ラバ恐ラクハ舊勘定ニ六割位ハ残ル、處ガ保險會社ノ性質ノ上カラ見マシテ、舊勘定ニ残ルノハ殆ド二割以下、各社トモサウデアル、之ヲ同一ニ取扱同取扱ヲスル外ナイデセウ、ガ之ヲ同一ニ取扱アルコトハ不合理デアル、今御話ノ通りニ會社ガ損ガ行ツタ場合ニ株ガ只ニナツタラ解散スル外ナイデセウ、ガ之ヲ同一ニ取扱アルコトハ不合理デアルカラ、之ニ對スル何力對策ハアリマセヌカト云フ御尋ニテアル、ダガアナタノ答辯ハ要領ヲ得ナイカラソレデ宜イデス、ソレカラ體國務大臣ニ對シテ昨日ノ續ギヨ御尋ニ致シマスルガ、大體此ノ企業整備ノ法案ハ資產ニ對スル所ノ評價ガ、是ハ大體ノ基準ト云フモノガ決ラナケレバ、假ニ此ノ法案ヲ可決致シマシテモソレハ無意味ダト思

タルト云フコトハ不條理デアルカラ、之ニ對スル何力對策ハアリマセヌカト云フ御尋ニテアル、ダガアナタノ答辯ハ要領ヲ得ナイカラソレデ宜イデス、ソレカラ體國務大臣ニ對シテ昨日ノ續ギヨ御尋ニ致シマスルガ、大體此ノ企業整備ノ法案ハ資產ニ對スル所ノ評價ガ、是ハ大體ノ基準ト云フモノガ決ラナケレバ、假ニ此ノ法案ヲ可決致シマシテモソレハ無意味ダト思

タルト云フコトハ不條理デアルカラ、之ニ對スル何力對策ハアリマセヌカト云フ御尋ニテアル、ダガアナタノ答辯ハ要領ヲ得ナイカラソレデ宜イデス、ソレカラ體國務大臣ニ對シテ昨日ノ續ギヨ御尋ニ致シマスルガ、大體此ノ企業整備ノ法案ハ資產ニ對スル所ノ評價ガ、是ハ大體ノ基準ト云フモノガ決ラナケレバ、假ニ此ノ法案ヲ可決致シマシテモソレハ無意味ダト思

タルト云フコトハ不條理デアルカラ、之ニ對スル何力對策ハアリマセヌカト云フ御尋ニテアル、ダガアナタノ答辯ハ要領ヲ得ナイカラソレデ宜イデス、ソレカラ體國務大臣ニ對シテ昨日ノ續ギヨ御尋ニ致シマスルガ、大體此ノ企業整備ノ法案ハ資產ニ對スル所ノ評價ガ、是ハ大體ノ基準ト云フモノガ決ラナケレバ、假ニ此ノ法案ヲ可決致シマシテモソレハ無意味ダト思

タルト云フコトハ不條理デアルカラ、之ニ對スル何力對策ハアリマセヌカト云フ御尋ニテアル、ダガアナタノ答辯ハ要領ヲ得ナイカラソレデ宜イデス、ソレカラ體國務大臣ニ對シテ昨日ノ續ギヨ御尋ニ致シマスルガ、大體此ノ企業整備ノ法案ハ資產ニ對スル所ノ評價ガ、是ハ大體ノ基準ト云フモノガ決ラナケレバ、假ニ此ノ法案ヲ可決致シマシテモソレハ無意味ダト思

タルト云フコトハ不條理デアルカラ、之ニ對スル何力對策ハアリマセヌカト云フ御尋ニテアル、ダガアナタノ答辯ハ要領ヲ得ナイカラソレデ宜イデス、ソレカラ體國務大臣ニ對シテ昨日ノ續ギヨ御尋ニ致シマスルガ、大體此ノ企業整備ノ法案ハ資產ニ對スル所ノ評價ガ、是ハ大體ノ基準ト云フモノガ決ラナケレバ、假ニ此ノ法案ヲ可決致シマシテモソレハ無意味ダト思

ノ方ハ整理サレル、サウシテ資ニ餘裕ノアル場合ニ於キマシテハ、整理債務ト云フモノハ残ツテ來ルト斯様ナ關係ニナルノデアリマス、而シテ主務大臣ノ指定スル債務ト申シマスノハ、只今考ヘテ居リマスルモノハ公租公課、ソレカラ舊勘定ノ管理保全ニ要スル費用、ソレカラ新勘定、又新銀行ニ對スル所ノ債務、左様ナモノヲ指定債務トシテ考ヘテ居ルノデアリマシテ、此ノ種類ノ債務ハ一般ノ預貯金等ノ即ち整理債務ヨリハ優先シテ支拂ヲ實行シヨウト、斯様ナ趣旨デアリマスト。

○板谷順助君（サウスルト、今御詫ノ整理負債ノ中ニハ第二封鎖金ヲ含ンデ居ルト云ニ意味ニ解スルノデスカ）

○政府委員（福岡赳夫君）是ハ總テ第二封鎖預金ヲ對象トスルモノデアリマス、第一封鎖預金ニアリマシテハ、總テ是ハ新勘定ノ方ニ行ツテ居リマス、第二封鎖預金ニ於キマシテモ、場合ニ依リマシテハ整理債務ガ出テ來ル、斯様ナ規定デアリマス。

○板谷順助君 今御詫ノ指定負債ノ債權者ト云フモノノ範圍ガ私能ク分ラヌシ、此ノ二十四條ノ法案ニ依リマスルト云フト、先ゾ第一ニ積立金ヲ充當シテ株主ノ九割、會社ニ對スル所ノ百萬圓ニ五割、十萬圓ノ三割、其ノ次ニ法人ノ預金ノ殘額更ニ又株式ノ一割、此處デモ株式ハ空ツボデ返サヌ、其ノ後ニ於テ、尙残ツタ場合ニ於テ、整理債務ノ債權者所謂今御詫ノ第ニ封鎖預金、ソコデ始メテ指定債務ノ債權者方其ノ義務ヲ負フ、其ノ後ニ政府補償ト云フコトニナツチ居ルノデアリマスガ、一體御詫ノ指定債務ノ範圍ト云フモノハ今アナタガ御詫ノ程度チ

ヤナインデハナイヂスカ、例へバ、デ
ス、率直ニ申上ダマスナラバ、日本銀
行ノ貸付金ハ昨日ノ御話デハ三百五十
億アルト云フ、又統合銀行或ハ農林
央金庫、是等ノ預金ハ恐ラクハ總デ皆
新勘定ニ廻サレテ居ルコト思フ、サ
ウシマスルト云ソト結局政府ガ強制的
ニ軍需會社ニ對スル貸付ヲサシテ居ツ
テ、所謂日本銀行其ノ他カラ金ヲ引キ
出サシテ、サウシテ其ノ尻拭ヒヲスル
ニ付テ、所謂何ト言ヒマスカ、小サナモ
ノヲ殺シテ大キナモノヲ助ケルト云
私ハ結果ニナルト思フ、其ノ點ニ付テ
若シ衆議院ニ於テ審議ヲ急ガレズ、或
ハ其ノ點ニ付テ分ツテ來タナラバ恐ラ
クハ此ノ案ハ通ルマトイ思フ、(拍手)衆
議院ノ話ヲ聞イテ見ルトスウ云フ間隔
ニ觸レテ居ライ、指定債務ノ範囲ト云
フモノハ昨日ノ政府委員ノ答辯ハソント
ナ程度デヤホヤ、私ハ恐ラクハ新勘定
ガ最後ニ於テ之ヲ負擔ヲスル、斯ハ云
フ意味タト思ノデアリマスガ、之ニ
對スル最モ明確ナリ、是ハ重大問題
デアリマス、場合ニ依リマシタラ、是
ガ世間ニ公表サレタナラバ恐ラクハ全
國ノ預金者或ハ株主ハ承知シナイト相
フ、モウ一過明確ナ御答辯ヲ願ヒマス
○政府委員(福田赳夫君) 指定債券ト云
申シマスノハ只今申上ダタ通り公租公
課、ソレカラ舊勘定ノ管理保全ノ經
費、ソレカラ新銀行ニ對スル所ノ債
務、斯様ナモノヲ考ヘテ居ルノデアリ
マシテ、此ノ只今御話ノアリマスル點
ガ、是ハ新銀行ニ對スル債務ト云フモ
ノハ、指定債務ト致シマシテ是ハ優先
ニ絕對ニ確保スルト云フ建前ヲ執ル
ノハ、指定債務ト致シマシテ是ハ優先
ニ絕對ニ確保スルト云フ建前ヲ執ル

於キマシテモ、只今考へテ居リマスルノデアリマス、是ダケハ指定債務ノ中ニ定め
ノハ、新銀行ニ對スル債務、是ハ最後迄確保スルノデアリマス、是ダケハ指
定債務ノ中ニ得格別ノモノテアリマス、是ハ他ノ整理債務が先づ飛ビ、指
定債務ガ次ニ飛ブト云フ後ニ於キマシテモ是ダケハ確保スル、サウ致シ
ト金融機關ノ「バランス」ハドウナリマス、是カト云フト、結局舊勘定が整理ノ最
終段階ニナリマシテ、新勘定カラ舊勘定ニ對スル貸シカ殘ル、即チ舊勘定ニナリマス
新勘定ニ對スル債務ダケハ残ツテ居ル、此ノ殘ツタ額ニ對シマシテ政府府
國家補償ヲ致ス、左様ナコトニナリマス、之
ニ依リマシテ新勘定ノ自由預金、第一
封鎖預金、是ハ總チ確保サレル、斯様ナコト云フ
仕組ニナツチ居ルノデアリマス、只今
大問題ニナトル仰シャル點ハ左様ナコト
銀行ニ對スル債務ガドウナルカト云フ
點ニ觸レテノコトダラウト思ノノデアリマス、
リマスガ、此ノ仕組ニ依リマシテ新勘
定ノ預金ト云フモノハ絶對ニ確保サレ
ル、斯様ノ譯ニアリマス

ツテ居ルノデ、其ノ金ヲ國民一般ヲ
牲ニシテ、ナゼソレヲ此ノ金融機関
整備法案ニ織込マスカト、斯ウ云フ
テス、ドウ云フ理由ヲ織込マスカ
○政府委員(福田赳夫君) 今回ノ金融
機關ノ勘定ヲ分離スルニ當リマシテ、既
勘定、舊勘定ヲ分ケルニ當リマシテ、此
ノ金融機關間ノ債權債務ト云ノモノ
ハ特別ノ扱ヲ致シマシテ、總テ銀行
「プロパート」ノ勘定ニ戾シタ形ニ於キマ
シテ整理ヲシテ見タイ、斯様ナコトヨ
考ヘタ課デアリマス、ト申シマスノ
ハ、是ハ金融機關ノ同業者ノ預り金ノモ
云フモノハ、是ハ業務運営上ノモ
アリマシテ、出入リモ非常ニ多ノモ
アリマス、ソコデ是ハ金融機關全體ト
致シテ見マスレバ、大體一體トシテモ
テ宜シインデヤナイカ、ソレカラモ改
ツハ、左様ナ性質ノモノデアリマス
ルカラ、應其ノ銀行ニ引戻シテ計算
ヲスルノガ適當デヤナイカト云ノコレ
デ、是ハ特別ノ扱ヒト致シマシテ、總
テ銀行間ノ勘定ト云フモノハ新勘定ニ
シテ行ク、債權モ債務モ新勘定ニ持
テ行クト云ノコトモアラワカト思ノノデアリマ
ス、其ノ結果場合ニ依リマシテ多少ノ
負擔ト云フモノガ、一般ノ債務者ニ
シテ行ク、債權モ債務モ新勘定ニ持
テ行クト云ノコトモアラワカト思ノノデアリマ
リマスガ、此ノ仕組ニ依リマシテ、ア
ア出来タ所ノ損失ト云フモノハ、國家ニ
於テ補償スルト云フヤサカ點モ併存
考ヘマシテ、先づ已ムヲ得ザル措置ヲ
ハナイカト、斯様ニ存ジア居リマス
○板谷順助君 アナタノ答辯ハ答辯ニ
ハ、新勘定ニ廻シタノハ政府ノ機關
ダ、政府ノ機關ノ金ヲ殆ド全部新勘定
ニ廻シテ居ル、而シテ此ノ金融機關ニ

上ガマシタル通り、或ハ株主ニ對シテ
モ預金者ニ對シテモ、ソレヲ皆負擔ヲ
サシテ、其ノ後デヤラウト云ツタツテ
モウ空ツボニナツテ、負債ヲ充當スル
ト云フヤウナ場合ハ、恐ラクハ私ハ起
キナイト思フ、先づ第一ニ政府ガ犠牲
ヲ拂フノガ當然、ヤナイカ、アナタノ
答辯ハ答辯ニナツテ居リマセヌ、膳國
務大臣ニ之ニ對スルハツキリシタ御答
辯ヲ願ヒマス

ト云ウテモ、先づ第一ニ政府ガ優先的ニヤルベキモノデアル、國民ニ多大ノ迷惑ヲ掛ケテ、其ノ後デ政府ガ房拭ヒヲスルト云フコトハイカナイ、今日國家非常ノ場合ニ於テ、國民ハ財産税ヲ程度迄忍シテ居ル、一體政府ガ何ノ爲取ラレモ、補償ヲ打切ラレモ、或ニ自分ガ責任ヲ取ラヌカト云フ、私ハ斯ウ云フ意味デ御尋シテ居ル

○國務大臣(膳桂之助君) 全體ノ今回ノ補償打切りノ課稅方法ニアリマス其ノ根本ノ考へ方ノ問題デアリマシテ、誠ニ此ノ犠牲ヲバ色々、國民ノ債權者、株主等ニ掛ケルコトハ甚ダ忍ビナイ所デアリマスルケレドモ、結局此ノ戰争ニ起因致シマシテ立て直シマスニハ、バ整理致シマシテ立て直シマスニハ、先づ企業、又金融機關、又サウ云フ直接ノ金融機關、企業ノ株主バカリデアリマセヌデ、其ノ債權者ニ先づ此ノ戰爭カラ齋サレタ負擔ヲバ忍ンデ戴キマシテ、最後ノ結果ヲバ政府ガ保證スル、斯様ナ建前ニスルノガ宜シイノダ、外ニモ色々考へ方モザイマス、今御話ノヤウニ、先づ政府ガ先ニ自分流ト、斯様ニ結論ガ到達シマシテ成リマシテ、後ノバ株主及ビ債權者等ニ行クノガ當然ダ、サウ云フ考へ方モ出ルノデアリマスルケレドモ、是モ謹ミ提案ノ理由ニ述べマシタヤウナ色々ノ研究ノ結果、斯様ナ方法ニ依ルノハ已ム説ノヤウナ風ニ行ク道モアツタノデア

リマスルケレドモ、政府ハ其ノ事ヲ取
リマセヌデ、只今形付ケラレタヤウナ
一聯ノ斯ウ云フ仕組デ行キタイ、行ク
ノダ、左様ニ相定マリマシタ次第デア
リマス、御了承願ヒタインデアリマス
○板谷順助君 私ガ御尋シテ居ルノ
ハ、政府ノ補償ハ最後デモ宜シイ、宜
シイガダ、例ヘバ日本銀行ノ三百五十
億或ハ其ノ他統合銀行、農林中
央金庫ノ如キモノハ、此ノ貸付
金ニ對スルデスナ、之ヲ優先的
ニ取扱ソノガ甚ダ不都合ダトスウ云フ
ノデス、之ヲ何故デス、何故金融機關
ノ此ノ方面ニ織リ込ンデ俱ニデス、俱
ニ此ノ苦シミヲ分ツ、所謂或程度迄責
任ヲ負フト云フ其ノ態度ニ出ナイカト
云フ、之ヲ質問シテ居ルノデス、何モ
別ニ今アナタノ御話ノヤウニ、國家ノ
保證ハ成ル程整理シテ見ナケレバ分ラ
ヌ、百億ト言ツタトヨロデ恐ラクハ是
ハドウ云ア程度ニナルカ分ラヌ、私ハ
貯金デアリマス、是等ニ對スル、是ハ
百億ヲ超エチヤイカスト云フコトデア
ルガ、果シテ出來ルカドウカ、私ハ非
常ニ不安ニ思ツテ居ル、ソレハ鬼ニ角
トシテ、今申上ゲタノハ政府ガ強制的
ニ貸付ヲサシタ所ノ日本銀行其ノ他ノ
金融機關、政府ノ金融機關、之ヲ總テ
新勘定三廻シテ、サウシテ國民ニ非常
ナ重イ負擔ヲサセルト云フノハ不都合
デヤナイカ、斯ウ云フノデス、是ハ出
來ヌ譯ハナイノデス

ノ坂ヲ致シタノデアリマス、而シテ日
本銀行ノ貸金ト云フモノハ新勘定ニ於
デ計上スルト云フ風ナ取扱ヲ致シタノ
デアリマスガ、結局此ノ日本銀行ト云
モノモ、今日ノ措置其ノ他色々ノ事
情ニ依リマシテ、相當ノ打撃ヲ受ケテ
來ル模様ニアリマス、而シテ此ノ日本
銀行ノ左様ニ出ル所ノ赤子ト云フモノ
ハ、結局廻リ廻リマンテ國家ノ負擔ニ
ナラザルヲ得ナイモノニアリマシテ、
今回ノ一聯ノ措置ノ考へ方トモ關聯致
シマシテ、日本銀行ノ一般ノ貸出ト云
モノハ新勘定デ之ヲ經理スル、而シ
テ日本銀行ノ貸出ヲ確保スルト云フ建
前ヲ採ツタノデアリマス、併シナガラ御
説ノ通り、左様ナ措置ハ執リマシタノ
デスガ、日本銀行ガ此ノ重大ナ經濟界
ノ變轉期ニ於キマシテ犠犧ヨ一切分擔
シナイ、斯ウ云フ建前ヲ採ルノモ極メ
テ不適當ナ措置ダトハ思フノデアリマ
ス、左様ナ見地ニ於キマシテ、日本銀
行ニ於キマシテモ今回整理ニ付キマシ
テ應分ノ分擔フシ、責任ヲ擔フ、斯様
ナ措置ハ是非執リタイ、斯様ニ考ヘテ
居リマス

トト思フノノデ、チョソツ聽キタイト思
フノデアリマス
○委員長(三土忠造君) イヤ、大藏大臣ガ來タラオヤリニナツタラドウデスカ、其ノ時ソレハ片倉兼太郎翁ニ片倉兼太君、私ハ本委員會三委託議員也委員會、又昨日懇談會ニ臨ム
デ、總理及ビ關係大臣カラ御説明ガアリマシテ、御苦心ノ點モ能ク分ツテ、敬意ヲ表スル次第アリマスガ、此ノ總チノ法案ガ不統一ト申シマスカ、亂暴ト申シマスカ、國民ニ取り不公平デアリ矛盾アリコトハ存ジヌルガ、私ハ敗戦ノセウシ、又法案ニ付テモ幾多伺ノコトガアルコトハ存ジヌルガ、我國トシテ曰ムヲ得ザルコトデアリマスルノデ、此ノ法案ニ對スル所ノ批判ト云フヤワナコトハ伺ハナイ積リデ居マス、唯本案ノ施行ニ當リマシテ、國民ニ對シテ公平深切ニ取扱ハナケレバ、我國トシテ曰ムヲ得ザルコトハ、私方申上ゲル迄モナマク、當然デアルコトト存ジヌルガ、唯私ア是カラ伺ヒタイト思ノコトハ、各方面ノ實際ノ取扱ソテ居ル者ガ、解釋ガ皆違ツテ居ルヤウデアリマス、或ハ大藏本省デアルトカ、或ハ稅務署デアルトカ、日銀當局デアルトカ云フモノガ、悉ク其ノ御話ガ多少ヅツ意味ガ違ツテ居ルヤウニ聞イテ居ルノデアリマス、私ハ直接デアリマセスカラ分リマシテハ、其ノ取扱ソテ居ル實際ノ者カラ見ルト、幾ラカヅツ違ツテ居ルヤウデアルトカ、私ハ直接デアリマセスカラ分リマシテハ、非常ニ困ルヤウナコトガ多イヤウニ存ズルノデアリマス、其ノコトニ付テハ私ハ出來ルダケ各關係ノ所テ御打合セ願ツテ、サウシテ

御決定ニナツテ、其ノコトヲ繕サラナ
イヤウニシテ、或ハ「ラヂオ」デアルト
カ、新聞デアルトカ云フモノニ依ツテ
國民ニ知ラシテ、取扱ラスル者ガ其ノ
コトガドウ云フコトデアラウトモ、仕
事ノ出來ルヤウニ私ハサシテ戴キタイ
ト思フコトヲ御願スルノデアリマス、
又各新聞ノ方モサウデアリマス、我ガ
國民ノ一人トシテ此ノ補償打切其ノ他
ノ法案ガ國民ニ非常ナ關係ヲ及シ、又
折角取扱ヒニナツタコトガ、萬一考ガ
違ツテ居ルヤウナコトガアレバ再度ヤ
リ直サナケレバナラスト云フ矛盾モ起
ルノデアリマスカラ、ドウカ御協力ヲ
願ツテ各新聞トシテモ御打合セラ願ツ
テ國民ニ早ク知ラセル、サウシテ正確
ナコトヲ知ラセルヤウニ御配慮ヲ願ツ
テ置キタイト思フノデアリマス、私ハ
此ノ法案ニ對スル取扱テ既ニ御發表ニ
ナツテ居ルコトモアルカハ存ジマセス
ガ、私寡聞ニシテマダ存ジナイヤウナ
コトヲ二三同ツテ、サウシテ大臣ノ御
説明デナクトモ、政府委員ノ御説明デ
取扱ニ當ツテ居ル方ニ御伺シタイ
ト存ズル次第アリマス、第一ハ企業
再建整備法案ニ付テアリマスガ、戰
時補償特別稅ヲ課セラレタル損失額ト
云フヤウナコトノ中ニ、在外資產トカ
或ハ戰時補償ノ打切りニ依リマス損失
ガ僅少ナ場合ニ於テ、會社ノ存續ガ容
易デアル、樂ニ出來ルヤウナ場合ト雖
モ、之ヲ解散スルコトニ差支ガナイン
デアリマス、ソレカラ第二ハ特別損失
ノ「カバー」デアリマスガ、在外資產ト
カ戰時補償特別稅トカ、其ノ他ノ損失
ニ依リ生ヌル場合ニ於テ、第一ニ積立

金ヲ以テ充シルト云フコトデアリマス、其ノ次ハ資産ノ見積ニ依ツテ之ヲ許可ラシ、又資本金ノ十分ノ九ヲ償却シテ舊債權ノ十分ノ四、ソレカラ資本金ノ十分ノ一ト云フコトデ、其ノ次ハ舊債權ノ十分ノ三ト云フコトデ、之ヲ「カバー」スルコトニナツテ居リマスガ、其ノ當期ノ利益金ニ付テハ如何ナルコトヲ望ムコトガ出來ルノデアリマセウカ、或ハ是は何遍目ニ「カバー」ヲスル時ニ、當期ノ利益金ヲ加ヘルモノニアリマセウカ、ソレヲ伺ヒタインデアリマス、從ツテ此ノ利益金ハ御承知ノ通り平素デアリマセレバ當然稅金モ付クノデアリマス、利益金トシテ計上サレル以上ハ其ノ利益金トシテ之ヲ賦課スルモノデアリマセウカ、或ハ稅金ハ賦課シナナイデ「カバー」スルモノニ對シテハ普通ノ積立金、其ノ他所有物ノ見積ト云フヤウナモノト同ジコトニスルモノデアリマセウカ、ソレヲ伺シテ置キタルモノデアリマセウカ、タヽトイト思ヒマス、承ル所ニ依リマスレバ在外資産ニ充當スル爲ニ本期ノ利益金使ツタ場合ハ稅金ハ課カラナイノダ、併シ戰時補償ニ對スル、或ハ特別預金ニ對スル所ノモノニ充當シタ場合ハ普通ノ賦課スルト云フヤウナコトヲ市中デハ申シテ居リマスガ、之ニ對スル御答ヲ願ヒタイ、第三ハ損失ニ對スル補償順序ノ中デ資本金ノ十分ノ九ト云ハ稅金ヲ賦課スルト云フコトナラヌ場合ニアリマス、是ハ公稱資本金ヲ御指シニナルノデアリマスカ、或ハ之ニ對シテハ拂込ノ資本金ヲ指サレルノデアリマスカ、恐ラク公稱資本金ヲ指サレクト思ヒマスガ、サウ云フコトニナリマスト、是ガ三番目ノ詰リ補償順序デアリマス、サウスレバ場合ニ依レバ未拂込ヲ徵收シナケレバナラヌ場合ニ於キマシテモ、未拂込ガ満足ニ徵

收出來ナイヤウナ場合ニハ、恐ラク整備計畫ト云フモノガ滅余々ニナツテシマフト思フノデアリマス、之ニ對スル政府ノ所感ハ如何デアリマセウカ、ソレヲ一ツ願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ在外地ニ於ケル銀行其ノ借入ハドウ云フ取扱ヲスルカ、矢張リ内地銀行ト同ジコトニ計上シテ、整備計畫ヲ立テモ宜イデアリマセウカ、之ヲ伺ヒタイ、其ノ次ハ或ハ是ハ今度ハ財產税迄參リマスガ、○委員長(三土忠造君) 片倉君、其ノ邊デ一應打切ツタラ如何デスカ、政府委員:

○政府委員(三木秋義君) 只今ノ第一點ノ御質問デゴザイマスガ、資産内容ノ相當良い會社ガ解散ヲシテモ宜イカルカト云フ點デアリマスガ、解散スルカ存續スルカハ、專ラ整備計畫ノ中デ決メルノデアリマスケレドモ、其ノシタナラバ、解散ノ整備計畫ヲ立てて御認可ヲ申請サレテ一向差支ナイト思ヒマス、唯其ノ場合ニ於テ、日本ノ國ノ爲ニドウシシテモ殘サナケレバナラス企業デアリマシタ場合ハ、政府側ニ於テ之ヲ認可シナイ場合ガアルカモ知レマセス、其ノ點ヲ御了承願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ第二點ノ利益金ノ關係益金ハ一切稅金ヲ負擔シタモノガ賦課シナイン在外資産ニ付テ、「プラス」ハレコト思ヒマスガ、サウ云フコトニナリマスト、是ガ三番目ノ詰リ補償順序デアリマス、サウスレバ場合ニ依レバ未拂込ヲ徵收シナケレバナラヌ場合ニ於キマシテモ、未拂込ガ満足ニ徵

トアリマスガ、十分ノ九ヲ負擔スルコトニナツテ居リマスガ、是ハ當然公稱シマフト思フノデアリマシテ、未拂込シタ中ノ第二ノ問題デアリマスガ、是金ノ稅金ヲ御取りニナルト云フコトニウ云フ取扱ヲスルカ、矢張リ内地銀行カラ在外地ニ於ケル銀行其ノ借入ハドウ云フ取扱ヲスルカ、矢張リ内地銀行ト同ジコトニ計上シテ、整備計畫ヲ立テモ宜イデアリマセウカ、之ヲ伺ヒタイ、其ノ次ハ或ハ是ハ今度ハ財產稅迄參リマスガ、○委員長(三土忠造君) 片倉君、其ノ邊デ一應打切ツタラ如何デスカ、政府委員:

○政府委員(三木秋義君) 只今ノ第一點ノ御質問デゴザイマスガ、資産内容ノ相當良い會社ガ解散ヲシテモ宜イカルカト云フ點デアリマスガ、解散スルカ存續スルカハ、專ラ整備計畫ノ中デ決メルノデアリマスケレドモ、其ノシタナラバ、解散ノ整備計畫ヲ立てて御認可ヲ申請サレテ一向差支ナイト思ヒマス、唯其ノ場合ニ於テ、日本ノ國ノ爲ニドウシシテモ殘サナケレバナラス企業デアリマシタ場合ハ、政府側ニ於テ之ヲ認可シナイ場合ガアルカモ知レマセス、其ノ點ヲ御了承願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ第二點ノ利益金ノ關係益金ハ一切稅金ヲ負擔シタモノガ賦課シナイン在外資産ニ付テ、「プラス」ハレコト思ヒマスガ、サウ云フコトニナリマスト、是ガ三番目ノ詰リ補償順序デアリマス、サウスレバ場合ニ依レバ未拂込ヲ徵收シナケレバナラヌ場合ニ於キマシテモ、未拂込ガ満足ニ徵

トアリマスガ、十分ノ九ヲ負擔スルコトニナツテ居リマスガ、是ハ當然公稱シマフト思フノデアリマシテ、未拂込シタ中ノ第二ノ問題デアリマスガ、是金ノ稅金ヲ御取りニナルト云フコトニウ云フ取扱ヲスルカ、矢張リ内地銀行カラ在外地ニ於ケル銀行其ノ借入ハドウ云フ取扱ヲスルカ、矢張リ内地銀行ト同ジコトニ計上シテ、整備計畫ヲ立テモ宜イデアリマスガ、之ヲ伺ヒタイ、其ノ次ハ或ハ是ハ今度ハ財產稅迄參リマスガ、○委員長(三土忠造君) 片倉君、其ノ邊デ一應打切ツタラ如何デスカ、政府委員:

○政府委員(三木秋義君) 只今ノ第一點ノ御質問デゴザイマスガ、資産内容ノ相當良い會社ガ解散ヲシテモ宜イカルカト云フ點デアリマスガ、解散スルカ存續スルカハ、專ラ整備計畫ノ中デ決メルノデアリマスケレドモ、其ノシタナラバ、解散ノ整備計畫ヲ立てて御認可ヲ申請サレテ一向差支ナイト思ヒマス、唯其ノ場合ニ於テ、日本ノ國ノ爲ニドウシシテモ殘サナケレバナラス企業デアリマシタ場合ハ、政府側ニ於テ之ヲ認可シナイ場合ガアルカモ知レマセス、其ノ點ヲ御了承願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ第二點ノ利益金ノ關係益金ハ一切稅金ヲ負擔シタモノガ賦課シナイン在外資産ニ付テ、「プラス」ハレコト思ヒマスガ、サウ云フコトニナリマスト、是ガ三番目ノ詰リ補償順序デアリマス、サウスレバ場合ニ依レバ未拂込ヲ徵收シナケレバナラヌ場合ニ於キマシテモ、未拂込ガ満足ニ徵

トアリマスガ、十分ノ九ヲ負擔スルコトニナツテ居リマスガ、是ハ當然公稱シマフト思フノデアリマシテ、未拂込シタ中ノ第二ノ問題デアリマスガ、是金ノ稅金ヲ御取りニナルト云フコトニウ云フ取扱ヲスルカ、矢張リ内地銀行カラ在外地ニ於ケル銀行其ノ借入ハドウ云フ取扱ヲスルカ、矢張リ内地銀行ト同ジコトニ計上シテ、整備計畫ヲ立テモ宜イデアリマスガ、之ヲ伺ヒタイ、其ノ次ハ或ハ是ハ今度ハ財產稅迄參リマスガ、○委員長(三土忠造君) 片倉君、其ノ邊デ一應打切ツタラ如何デスカ、政府委員:

○政府委員(三木秋義君) 只今ノ第一點ノ御質問デゴザイマスガ、資産内容ノ相當良い會社ガ解散ヲシテモ宜イカルカト云フ點デアリマスガ、解散スルカ存續スルカハ、專ラ整備計畫ノ中デ決メルノデアリマスケレドモ、其ノシタナラバ、解散ノ整備計畫ヲ立てて御認可ヲ申請サレテ一向差支ナイト思ヒマス、唯其ノ場合ニ於テ、日本ノ國ノ爲ニドウシシテモ殘サナケレバナラス企業デアリマシタ場合ハ、政府側ニ於テ之ヲ認可シナイ場合ガアルカモ知レマセス、其ノ點ヲ御了承願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ第二點ノ利益金ノ關係益金ハ一切稅金ヲ負擔シタモノガ賦課シナイン在外資産ニ付テ、「プラス」ハレコト思ヒマスガ、サウ云フコトニナリマスト、是ガ三番目ノ詰リ補償順序デアリマス、サウスレバ場合ニ依レバ未拂込ヲ徵收シナケレバナラヌ場合ニ於キマシテモ、未拂込ガ満足ニ徵

トアリマスガ、十分ノ九ヲ負擔スルコトニナツテ居リマスガ、是ハ當然公稱シマフト思フノデアリマシテ、未拂込シタ中ノ第二ノ問題デアリマスガ、是金ノ稅金ヲ御取りニナルト云フコトニウ云フ取扱ヲスルカ、矢張リ内地銀行カラ在外地ニ於ケル銀行其ノ借入ハドウ云フ取扱ヲスルカ、矢張リ内地銀行ト同ジコトニ計上シテ、整備計畫ヲ立テモ宜イデアリマスガ、之ヲ伺ヒタイ、其ノ次ハ或ハ是ハ今度ハ財產稅迄參リマスガ、○委員長(三土忠造君) 片倉君、其ノ邊デ一應打切ツタラ如何デスカ、政府委員:

○政府委員(三木秋義君) 只今ノ第一點ノ御質問デゴザイマスガ、資産内容ノ相當良い會社ガ解散ヲシテモ宜イカルカト云フ點デアリマスガ、解散スルカ存續スルカハ、專ラ整備計畫ノ中デ決メルノデアリマスケレドモ、其ノシタナラバ、解散ノ整備計畫ヲ立てて御認可ヲ申請サレテ一向差支ナイト思ヒマス、唯其ノ場合ニ於テ、日本ノ國ノ爲ニドウシシテモ殘サナケレバナラス企業デアリマシタ場合ハ、政府側ニ於テ之ヲ認可シナイ場合ガアルカモ知レマセス、其ノ點ヲ御了承願ヒタイト思ヒマス、ソレカラ第二點ノ利益金ノ關係益金ハ一切稅金ヲ負擔シタモノガ賦課シナイン在外資産ニ付テ、「プラス」ハレコト思ヒマスガ、サウ云フコトニナリマスト、是ガ三番目ノ詰リ補償順序デアリマス、サウスレバ場合ニ依レバ未拂込ヲ徵收シナケレバナラヌ場合ニ於キマシテモ、未拂込ガ満足ニ徵

シマスノハ、舊勘定ノ整理ヲヤツテ行
ク間ニ大體ノ見當デ最終處理費ト云フ
モノヲ最初ニ計上シテ置キマスト云フ
ト、後ニ行ツテ段々過不足ガ出テ來ヤ
シナイカ、サウ云フ場合ニドウ云フ風
ナ處理ヲ爲サル御見込カト云フコト、
ソレカラ其ノ次ニハ三十三條ドウシ
テモ「カバーノ付カナカツタ損失ニ對
シテハ補償ヲ政府ガ爲サル、ソレハ國
債デ交付サレルヤウニ見エルノデアリ
マスガ、之ヲ結局額面金額ト發行價格
トノ其處ニ若干ノ金額ノ相違ガ出テ來
ルダラウト思ヒマス、之ヲ交付ヲ受ケ
マシタ金融機關ハ恐ラク交付發行價格
デ以テ帳簿ノ整理ヲシヤシナイカ、其
ノ後事情ノ變遷ニ依ツテ公債ノ時價が
變ツテ參りマシタヤウナ場合ニ、其ノ
公債ヲ將來日銀アタリニ擔保ニシテ金
融ヲ付ケナケレバナラヌト云フヤウナ
問題ガ起ツタ場合ニ、日銀ガ其ノ時ニ
擔保價格ヲドウ見ルカ、銀行ノ方デハ
最初ノ受ケタ時ノ發行價格デ計算ガ整
理サレテモ、其ノ後價格ノ變動ガアツ
テ、ソレガ日銀ノ擔保ニナツ時ニ價
格ノ變動ガアルト云フコトニナリマス
ト、金額ノ大キイモノトスレバ、金融
機關ノ整理ニ若干ソレガ影響シヤシナ
イカト云フジガスルノデアリマス、
ソレ等ノ點ニ付テ事務當局カラ勿論結
構デアリマスガ、大體ノ御考ヲ承リタ
イ、ソレカラ最後ニ四十一條デ新勘定ヲ
合ハ問題ハ比較的ナイト思ヒマスガ、
整理ノ爲ニ第二銀行ヲ作ラナケレバナ
ク他ノ銀行ニ合併スルト云フヤウナ場
ラスト云フヤウナ時ニ、其ノ新ニ出來
ル第二銀行ト云フモノノ規模トカ、資

本ノ構成ト云フヤウナモノノ銀行法ノ規定ニ依リマスト云フト、六都市ノ銀行ハ資本金ガヨク分リマセヌガ、五百萬圓以下デハイケナイト云フヤウナ規定ガアツタト思ヒマス、今度ノ第二銀行ノ設立ト云フモノガ矢張リテ、銀行法ノ規定ニ拘束サレルノカ、或ハ現在ノ銀行ノ詰リ第二銀行トシテ仕事ヲヤツテ行クニ差支ナリ程度ノ資本金ノ構成デ宜イノカト云フヤウナ點ニ付テ簡単デ宜シウガザイマスカラ御考ヲ承リタイト思ヒマス

○政府委員(福田赳夫君) 先づ御尋ノ評價基準ニ關スル點アリマスガ、金融機關ニアリマシテハ企業ト異リマシテ暫定評價基準ト確定評價基準ト此ノ二ツノ基準ヲ設ケルコトニ致シタノデアリマスガ、其ノ理由ハ金融機關ニアリマシテハ早ク勘定ノ見透シヲ付ケサセル、サウシテ見透シノ付イタ部分ノ支拂ヲ先づ行ヒタイト、斯様ナ趣旨カラデアリマスガ、大體ノ仕組ヲ申上ゲマスト、此ノ法律案が通リマスト、直ク評價基準ト云フモノヲ作成致シテ之ヲ發表スルコトニ相成ルノデアリマス、其ノ評價基準ヲ基ト致シマシテ、只今ノ所大體十一月末位迄ニ考ヘ居ルノデアリマスガ、十一月末迄ニ企業側ニ於キマシテシテ金融機關側ノ大體ノ見透シヲ立テソレヲ金融機關ニ通告スル譯テアリマス、ソコテ金融機關ハソレヲ受ケマスル、其ノ場合ニ於キマシテ此ノ金融機関ガ見透シヲ立テル場合ニ於キマシテ、斯様ナ標準デヤツタラ宜カラウト云フコトヲ政府ニ於テ指示スルノデアリマス、其ノ標準ガ暫定評價基準デアリマス、只今ノ所ハ一月一日現在ニ

方針デアリマス、ソレカラ次ノ御質問ハ第三十三條ノ補償條項ニ關スル點アリマスルガ、此ノ國債ヲ交付致シテソレガ將來值下リシタ云フ、ウナ場合ニハドウナルカト云フヤウナ御話デアリマスルガ、國債ニ付キマテハ只今ノ所是ハ市價が發行價格ヲルト云フヤウナコトノナイヤウナ措講ズルト共ニ、其ノ爲ニハ國債ヲチマシテ日本銀行カラ借入ヲスルトフヤウナ場合ニ、是ガ不當ニ低イ値デ評價サレルト云フヤウナコトノナイヤウナ……是ハ申上ゲル迄モナサウ云フ方針デ行キタイト云フ風ニジテ居リマス

○男爵倉富鉄君　暫定評價基準ト確評價基準ノ算定ノ基礎ト云フコト、ノ御話ハ大體此ノ法律ガ出來マシテ、是ガドウ云フ風ニ動イテ行クカ、例バ一月ニ暫定評價基準ヲ發表シテ、レニ依ヅテ整理サレテ、二月十五日ガニヤルト云フヤウナ、ソレカラ確定評價基準ト云フノハ最終處理ノ評價基準ト云フヤウナコトハ此ノ間カラ新聞モ發表サレテ居リマシテ、大體其ノ方キ方ニ付テハ一應分ツテ居ツタノデ、リマス、御尋シタノハ評價基準ヲ、ハ今ノ御話デモ企業會社ノ或程度ノ透シガ付イテ、ソレヲ銀行ノ方檢討シテ見ナケレバ金融機關整理ハ出來ナイ、サウ仰シャツテシヘバソレ迄ノ問題ニナルノデスガ、體評價ノ基準ト云フヤウナモノヲド、云フ風ニ考ヘルカト云フヤウナコト付テ、何等カソニ御示シニナルモガイマスラバ承リタイト思ツタノデザイマスが、ソレヲ押問答シテ居リスト徒ラニ時間ガ掛リマスカラ、大致餘り十分私ノ承リタイコトヲ聽キ得

○委員長(三土忠造君) 片倉君、先ニ御質問ノ第四點カ知ラン、マダ答辯ガナカツタト思ヒマスガ……

○片倉兼太郎君 在外地ノ銀行ノコトナ不十分デゴザイマシタガ、在外地銀行、例ヘバ先程ノ例デ御觸レニナリマシタ臺灣銀行ノ借入金ヲ今後ドウスルカト云フ點ハ、大藏省ノ方デモマダ未決定デゴザイマスノテ、計算ノ仕方トシテハ一應債務ヲ其ノ儘計上シテ戴イテ置ク以外ニハ方法ハナカラウト思ヒマス

○片倉兼太郎君 私ガ今迄御質問申上ガ四項ノ中既ニ三點バカリアルヤウデアリマス、斯ウ云フコトハ早ク御決メラ願ツテ、サウシテ早ク爲サラナケレバ、既ニ又管理會社ノ計畫案ナドモ來月十日迄ニハ出サナケレバナラヌヤウニ私共存ジテ居ルノデアリマス、一日モ早ク御決メニナラナケレバ、會社ノ當事者トシテハ仕事ヲハルコトガ出来得ナインゾアリマス、從ツテ整理案モ出來得ルコトガムツカシイト思ヒマスカラ、一日デモ早ク、ドウ云ノ風ナコトニナルカハ存ジマセヌガ、所謂先程私が申シタ通り、出來得ルダケ斯ウ云フ機會ナアリマスカラ、國民ニ深切トニナルカハ存ジマセヌガ、一ツ御配慮ヲ戴キタコトヲ願ヒ致シマシテ私ハ質問ヲ打切りマス

○委員長(三土忠造君) 小山完吾君 「御留守デス」ト呼フ者アリ」

○委員長(三土忠造君) ソレデハ大體申込ハ済ンダノデスガ、片岡君ハ、初

メ私ガ此處デ申シマシタコトヲ堅ニ守
ラマシテ、此ノ四案ノ中ニテ關聯スルモノ
ノノミ質問ヲスルト思ツア居タラシイ
デスガ、實際ハサウ行カヌヤウデアリ
マスカラ、各委員ノ御質問モ終リシタ
カラ、片岡君ハマダ少シ質問ガアルヤウ
デアリマスカラ、此ノ際片岡君：…

○片岡直方君 私ハ企業再建整備法ノ
第六條ノ七、詰リ第二會社設立ノ問
題、之ニ付テ御尋シタノイノデアリ
マス、大體日本經濟再建ノ爲ニハ、必
要ナ重要產業トシテハ、ポンナ損失ガ
ゴザイマシテモ第二會社ヲ設立スルト
云フコト、又舊債權ヲ整理シテ資質ニ
再建ニ乗出スル云フコトハ、是ハモウ
國民ノ誰セ異議ガナシオニデアリマス、
政府ガ企業再建整備法及ビ整備計畫ニ
於テ考ヘテ居ラマスル第二會社ノ構
想ト云フモノハ、ドウ云フモノニデアル
カト云フコトヲ詳細ニ説明シテ戴キタ
イト思ヒマス、具體的ニ申スラバ、
大體第七號ニズット書イテアルコトデ
アリマスガ、之ニ付テ御尋シタノイノデ
スガ、特別經理會社カラ現物ノ出資ノ
評價ハドウスルノデアルカ、又評價ヲ
高クスレバ大體ニ於テ再建第二會社ト
云フモノハ、水膨レ資產ヲ受取ルコト
ニナツチ、非常ニ不健全ナ發足ヲシナ
ケレバナラヌ、ソレカラ又製品ノ原價
高ヲ來スト云フコトニナルノ
ス、又反對ニ評價ヲ低クスルト、不當
ニ債權者ヲ害スルト云フコトニナルノ
デアリマス、此ノ點政府ノ御考ニナツ
テ居ル評價ノ基準ハドウ云フモノニア
ルカ、ソレカラ現物出資ニ對シテ發行シ
マス株式ノ賣出方法ハドウ云フモノニア
ルカ、ソレカラ現物出資ニ對シテ發行シ
マス株式ノ賣出方法ハドウ云フモノニア
ルカ、ソレカラ更ニ株式ト舊債權者
トノ關係ハドウ云フ風ニナルカト云フ
コト、ソレカラ企業再建整備法ノ第二

十六條デアリマスガ、ソレニ依リマス
ラルト云ノト、株式又ハ處分益ハ舊債權
ノノミ質問ヲスルト思ツア居タラシイ
デスガ、實際ハサウ行カヌヤウデアリ
マスカラ、各委員ノ御質問モ終リシタ
カラ、片岡君ハマダ少シ質問ガアルヤウ
デアリマスカラ、此ノ際片岡君：…

○片岡直方君 私ハ企業再建整備法ノ
第六條ノ七、詰リ第二會社設立ノ問
題、之ニ付テ御尋シタノイノニデアリ
マス、大體日本經濟再建ノ爲ニハ、必
要ナ重要產業トシテハ、ポンナ損失ガ
ゴザイマシテモ第二會社ヲ設立スルト
云フコト、又舊債權ヲ整理シテ資質ニ
再建ニ乗出スル云フコトハ、是ハモウ
國民ノ誰セ異議ガナシオニデアリマス、
政府ガ企業再建整備法及ビ整備計畫ニ
於テ考ヘテ居ラマスル第二會社ノ構
想ト云フモノハ、ドウ云フモノニデアル
カト云フコトヲ詳細ニ説明シテ戴キタ
イト思ヒマス、具體的ニ申スラバ、
大體第七號ニズット書イテアルコトデ
アリマスガ、ソレカラ又製品ノ原價
高クスレバ大體ニ於テ再建第二會社ト
云フモノハ、水膨レ資產ヲ受取ルコト
ニナツチ、非常ニ不健全ナ發足ヲシナ
ケレバナラヌ、ソレカラ又製品ノ原價
高ヲ來スト云フコトニナルノ
ス、又反對ニ評價ヲ低クスルト、不當
ニ債權者ヲ害スルト云フコトニナルノ
デアリマス、此ノ點政府ノ御考ニナツ
テ居ル評價ノ基準ハドウ云フモノニア
ルカ、ソレカラ現物出資ニ對シテ發行シ
マス株式ノ賣出方法ハドウ云フモノニア
ルカ、ソレカラ更ニ株式ト舊債權者
トノ關係ハドウ云フ風ニナルカト云フ
コト、ソレカラ企業再建整備法ノ第二

○政府委員(三木秋義君) 第二會社ノ
設立ガ此ノ再建整備法ノ一ツノ大キ
ナ眼目ニナツテ居ル譯ノアリマス
ガ、今後事業ノ運營ノ爲ニ必要トスル
設備、原材料等ニ務者等ハ、之ヲ極
度ニ切詰メマシテ、出來ルダケ切詰メ
テ、スツキリシタ形ニ於テ第二會社ノ
方ニ移シマシテ、第二會社ヲ本當ノ清
新ノ形ニ於テ澈足セシメタイ、斯様ニ
考ヘテ居リマス、從ヒマシテ當然只今
ノ出資スペキ物件ノ評價ト云フ點ガ問
題ニナツチ來ル譯デアリマスガ、勘ク
トモ現在ノ事業ヲ繼續スルコトニ依ツ
テ赤字ヲ出サナイヤウニ十分ニ、現在
ノ丸公ニ於テ探算ノ合フヤウナ形ニ以
テヤツテ參りタイ、斯様ニ考ヘテ居リ
マス、當然資產ノ評價ト云フモノハ、
此ノ第二會社ニ關スル限り、相當「シ
スルノデ」之ニ對シテハ其ノ株主權ノ
ヴァイア」ニ查定ヲシナケレバイケナ
イ、此ノ御尋ね致シマスルト、理由書ノ所ヲ拜見致シマスルト、
斯様ニ考ヘテ居リマス

○片岡直方君 次ノ問題ニ入リマス
ガ、此ノ企業再建整備法ノ附則ヲ見マ
ス、又依リマシテハ、斯ワ云フ點ニ付ギ
ニハ書イテ居リマス、併シ此ノ問題モ
只今申シマシタヤウニ、相當經濟的
ニ、或ハ又今後ノ再建整備ノ爲ニ支障
ヲ來タゞヤウナ場合モ場合ニ依ツテハ
マシテ、何等カノ措置ガ必要デナイヤ
考ヘラレルノデヤウカト云フコトモ
思ハレマスルノデ、將來ノ經濟情勢ノ如
何ニ依リマシテハ、斯ワ云フ點ニ付ギ
ス、唯左様ニ場合ニ於キマシテモ、相
當多額ニ債權者側ニ移リマシテ、ソレ
スルノダト云フコトデ、ソレガ認可ニ
ナリマスレバソレデ結構ダト思ヒマ
ス、斯ワ云ノヤリ方ニ於テ株式ヲ轉化
テ、斯ワ云ノヤリ方ニ於テ株式ヲ轉化
テヤウナ意味デゴザイマシタラバ、
常ニ處分益ニ債權者側ニ移リマシテ、
ソレニ依ツテ事業ノ運營ガ「コントロール」
サレルト云フヤウナコトガアリマシ
タ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○片岡直方君 次ノ問題ニ入リマス
ガ、此ノ企業再建整備法ノ附則ヲ見マ
ス、又依リマシテハ、斯ワ云フ點ニ付ギ
ニハ書イテ居リマス、從來ハ戰時補償、ソレカラ
當年通り、誠ニ此ノ點ハ困難な問題デ
アリマスガ、恐らくハ多クノ方ガ御承
認ナインオヤナイヤ、斯ワ云フコトモ
ガ、我々ノ應考へ方ト致シマシテ
ハ、場合ニ依ツテハ從業員ニ分散ノル
トカ、或ハ取引先、其ノ他ノ消費者ノ
方ニ之ヲ引受ケテ戴クト云フヤウナ措
置ガ必要ナナイダラウカ、或ハ又最も
未拂込ノ場合ノ株式ノ處分株式ト同ジ
ヤウナ方式ニ依リマシテ、必要ナル引
受ケサセルト云フヤウナ方法を講ジテ
置カナケレバイカス、斯様ニ思ヒマス
アリマス、ソレカラ舊債權者ト株式ト
ノ關係ト云フ御趣旨ガハツキリ致シマ
セスガ、御質問ノ御趣旨ハ、恐ラク舊
債權者株式ニ轉化出來ナイカト云フ御
質問デアラウト存ジマスルガ、サウ云
テ、ヤウナ意味デゴザイマシタラバ、
斯ワ云ノヤリ方ニ於テ株式ヲ轉化
テスルノダト云フコトデ、ソレガ認可ニ
ナリマスレバソレデ結構ダト思ヒマ
ス、斯ワ云ノヤリ方ニ於テ株式ヲ轉化
テヤウナ意味デゴザイマシタラバ、
常ニ處分益ニ債權者側ニ移リマシテ、
ソレニ依ツテ事業ノ運營ガ「コントロール」
サレルト云フヤウナコトガアリマシ
タ、斯様ニ考ヘテ居リマス

○片岡直方君 次ノ問題ニ入リマス
ガ、此ノ企業再建整備法ノ附則ヲ見マ
ス、又依リマシテハ、斯ワ云フ點ニ付ギ
ニハ書イテ居リマス、從來ハ戰時補償、ソレカラ
當年通り、誠ニ此ノ點ハ困難な問題デ
アリマスガ、恐らくハ多クノ方ガ御承
認ナインオヤナイヤ、斯ワ云フコトモ
ガ、我々ノ應考へ方ト致シマシテ
ハ、場合ニ依ツテハ從業員ニ分散ノル
トカ、或ハ取引先、其ノ他ノ消費者ノ
方ニ之ヲ引受ケテ戴クト云フヤウナ措
置ガ必要ナナイダラウカ、或ハ又最も
未拂込ノ場合ノ株式ノ處分株式ト同ジ
ヤウナ方式ニ依リマシテ、必要ナル引
受ケサセルト云フヤウナ方法を講ジテ
置カナケレバイカス、斯様ニ思ヒマス
アリマス、ソレカラ舊債權者ト株式ト
ノ關係ト云フ御趣旨ガハツキリ致シマ
セスガ、御質問ノ御趣旨ハ、恐ラク舊
債權者株式ニ轉化出來ナイカト云フ御
質問デアラウト存ジマスルガ、サウ云
テ、ヤウナ意味デゴザイマシタラバ、
斯ワ云ノヤリ方ニ於テ株式ヲ轉化
テスルノダト云フコトデ、ソレガ認可ニ
ナリマスレバソレデ結構ダト思ヒマ
ス、斯ワ云ノヤリ方ニ於テ株式ヲ轉化
テヤウナ意味デゴザイマシタラバ、
常ニ處分益ニ債權者側ニ移リマシテ、
ソレニ依ツテ事業ノ運營ガ「コントロール」
サレルト云フヤウナコトガアリマシ
タ、斯様ニ考ヘテ居リマス

改正ガ必要ニナツタト云フヤウナ實質
ナ理由ト效果ヲ承リタインオデアリマ
ス、ソレカラ企業再建整備法ノ第八條
ヲ拜見シマスト、サウシマスト、此ノ
八條ハ會社財產ノ評價換ニ付テ規定シ
テアルノデアリマスガ、其ノ内容ハ命
令、ソレカラ整備計畫ニ委任シテアル
ノデアリマス、政府ハ此ノ評價換ニ關
スル如何ナル具體的ノ案ヲ持ツテ居ラ
レルカ、詰リ商法ノ二百八十五條ノ規
定ニ認メラレテ居リマスル事項、ソレ
カラ固定資產ニ付アハ取得價格迄評價
替ヲ認メル、斯ウナツテ居ルノデアリ
マスガ、之ニ對シテドウ御考ニナリマ
スカ、若シ只今評價替ト云ソモノガ十
分ニ認メラレルモノノデアリマシタラ、
只今申上ダマシタ附則ノ改正ハ實質的
ニハ何等意義ガナイ、斯ウ云フ風ニ考
ヘルノデアリマシテ、不必要ニ徒ラニ
會社ノ經理事務ト云フモノヲ煩雜ナラ
シメルヤウニナリ、生産再開ト云ノコ
トニ非常ニ意氣込ンデヤルト云フコト
ガ、實質ニ於テハ逆ニナツテ來ル、日
本ノ經濟ニ取ツテハ非常ナ損失ニナル
ノデハナイカト、斯ウ云フ風ニモ考ヘ
ル、又ソレト反對ニ、評價替ト云フモノ
ヲ極メテ嚴格ニスルトカ、或ハ實質上
評價替ト云フモノヲ認メルト云フコト
デアレバ、特別經理會社ノ多クハ資本
ノ切捨て、ソレカラ債權ノ切捨てト云
フモノヲ行フコトハ當然デアリマス、
我ガ國經濟界ノ影響モ非常ニ甚大ナモ
ノデアルト、斯ウ云フ風ニ考ヘマス、
混亂ヲ來スコトハ明カデアルト斯ウ云
フ風ニ考ヘルノデアリマス、是等ニ付
テ政府ノ所見ヲ政府委員チ宣シワゴザ
イマス、一ツ詳細ニ御説明ヲ願ヒタイ

ナ法律事項ヲ附則テ改正スルノハ不
當デハナイカト云フ御質問ハ誠ニ恐
レ入ルノデゴザイマスガ、實ハ此ノ問
題ハ相當重大デゴザイマスケレドモ、
特ニ一項目立テ、其ノ爲ノ改正案ヲ
出スト云フダケノ問題テモゴザイマセ
ヌシ、傍ニ應急措置法ノ姉妹篇トシテ
此ノ再建築法ガ出テ居リマスヤウナ
關係ニナツテ吾リマスゾ、當然一本

加ヘマシテ、資産内容ヲ優良化スル、資産内容ニ穴ヲ残サナイト云ヤリ方ヲ致シテ參リタイ、認可ニ依ツテソレヲ見テ行ク、不當ナ評價債ヲ出スヤウナコトガナイヤウニ致シタイ、斯様ナ考デ特ニ此ノ一項目ヲ加ヘタ次第アリマス、唯之ヲ加ヘルコトニ依リマシテ、非常ニ多クノ會社ガ、比較的優良、金上げ、寺内堅實等に目立

評價ト云フモノハ評サレテ然ルベキナ
併シサウ云フコトヲヤルナラバ、新タ
ニ附則ノ改正ヲ要シナイデヤナイカト
云フ御質問ノ御趣旨ハ誠ニ御尤モデア
リマスルガ、左様ナ場合ニ於キマシテ
モ不當ナ評價益ヲ出ス：：要ラナイイ評
價益ヲ出サシメナイヤウニ、矢張リ整
備計画ニ合シニシテ左記ノ如クレ、云フ

トモ實ハ考ヘテ居リマス、尙又モツト具體的ナ問題ト致シマシテハ、原材料等ニ付キマシテハ、當然⁽²⁾ガ適用サレテ然ルベキデアリマスルケレドモ、現在ノ事業ノ實體カラ言ヒマスルナラバ、原材料ト雖モ、⁽²⁾ヲ以テヤツタ場合ニ於テハ、概ネ赤字ニナル場合ガ多イト云フヤウナコトモ考

ノ法律ト考ヘマシテ、茲ニ附則デ以テ
改正ヲ致シタ譯デアリマス、唯斯様ナ
重大ナ事項ヲ附則デ改正ヲ致シマシタ
コトニ付キマシテハ、今後其ノ趣旨徹
底ノ方法ハ是ハ政府ノ責任ニ於テ十分
ニヤツテ參リタイト考ヘテ居リマス、
ソレカラ其ノ内容デゴザイマスルガ、
從來商法ノ許ス範圍内ノ評價益ヲ以
テ、尙ソシニ積立金ヲ加算シマシテ、
今度ノ補償打切りノ損失ヲ填補出来マ
スル場合ニハ、特別經理會社ノ除外ノ
申請ハ出來タノデアリマスガ、若シサ
ウ云フコトヲ致シマスルナラバ、ソレ
ヲ非常ニ若シ「ルーズ」ニ致シマスルナ
ラバ、不當ニ評價益ヲ出し、之ニ依ツ
テ不當ナ利益ヲ出ス、場合ニ依ツテハ之
ニ依ツテ様々ノ企業ノ實體ヲ脆弱化セ
シメルト云フ虞モアリマスルノデ、苟
モ評價益ヲ出シテ特別ニ損失ヲ填補ス
ルト云フ場合ニ於テハ、總て之ヲ整備
計畫ニ於テ計上セシメ、整備計畫ニ於
テ之ヲ認可致シマシテ、之ヲ嚴重ニ監
視シテ行カツ、詰リ本法ノ再建整備法
ノ制定ノ趣旨ガ、日本ノ經濟ノ再建整
備ト云フコトニアリマスル以上、實質
上弱體會社ハ今後作リタクナイ、左様
ナ意味ニ於キマシテ、出來ルダケ經理
內容ノ立派ナモノヲ作ツテ行カナケレ
バナラナイト云フヤウナ趣旨ニ於
キマシテ、特ニ斯ウ云フ改正ヲ

コトガ必要チヤナイカ、斯様ニ考へテ
一體ドウスルノカト云フ御質問デアリ
マスルガ、我々ノ一應ノ考へ方ト致シ
マシテハ、評價基準ニ付キマシテハ居ミ
各大臣カラモ御説明ガズザイマシタ
ガ、餘ニ廿日イ迄定ト申シマスカ、是ハ
今後ノ經濟再建ノ爲ニ絶對ニ避ケナレ
レバナラナイ、本法ノ立法ノ趣旨ガ、
固ヨリ日本ノ經濟ノ再建ト云フコトニ
アリマスル以上ハ、當然其ノ趣旨ニ
ウタ評價基準ト云フモノガ作ラレテ參
ラナケレバナラスト、斯様ニ考ヘテ居
リマス、從ヒマシテ一應ノ評價基準ニ
只今ノ考へ方ト致シマシテハ、出來ル
ダケ評價基準ハ簡單則瞭ナモノニ致シ
テ參リタイト云フヤウナコト、ソレカニ
テ又日本ノ經濟ノ再建ニ支障ヲ來サナ
イヤシニ、其ノ事業ノ基礎ヲ弱化セシ
メナイヤウニ評價基準ヲ作ツテ行カヌ
ケレバナラナイト云フコト、ソレカラ
又物價水準トノ關係ヲドウ考ヘルノカ
ト云フコトデアリマスルガ、少クトモ
現在ノ物價水準ト云フモノノ是レ以
ニ引上ゲナイト云フヤウナモノナケレ
バナラナイ、從ヒマシテ或程度安全
率ヲ見マシテ、其準ト致シマシアハ
現在ノ物價水準ヨリモ幾分下目ノ基準
ト云フモノヲ考ヘテ參ラナケレバナラ
ナイノザヤナカラウカト云フヤウナコ

ヘテ參ラナケレバナラナイ、又鐵山一ツ例ニ採リマシテモ、現在一般ノ取引
價格ガ④以下ニ下ツテ居ルト云フヤウ
ナ場合モ考ヘラレマスルノデ、サウ云
フヤウナ場合ニ於テハ、其ノ下ツタ、
④以下ニナツモノガ時價ヲ取ラナケ
レバナラカイト云フコトモ考ヘテ參ラ
ナケレバナラスト思ヒマス、尙株式或
ハ固定資産ノ評價等ニ付キマシテハ、
是ハ相當問題ガ多カラウカト思ヒマス
ガ、株式ノ評價ニ付キマシテハ、是ハ
主トシテ財產稅ノ評價委員會ト同ジヤ
ウナ考へ方テ進ンデ參リタイト思ヒマ
スルガ、固定資産ノ評價ノ問題ハ、實
ハ最尤問題デゴザイマス、我々ト致シ
マシテハ、先程申上ダマシタヤウニ、
事業ノ基礎ノ安固ヲ期スルト云フ建前
デ以テ、出來ルダケ「シヴィア」ナ査定
ヲ以テヤリタイト思ヒマスガ、之モ債
權者ニ迷惑ヲ掛ケナイ、餘リ不當ナル
迷惑ヲ掛ケナイト云フ點ト兼合ヒノコ
トニナリマスルノデ、其ノ點ヲ考ヘテ
參リタイ、尙又今後ノ問題ト致シマシ
テハ、日本ノ經濟ノ復興、回復ヲ圖リ
マスル爲ニハ、ドシシテモ自由貿易ニ
ナツタ場合ノコトヲ考ヘテ參ラナケレ
バナラスト思ヒマスルノデ、今後日本
ガ自由貿易ニ回復致シマシテモ、例ヘ
バ鐵鋼デアルトカ、或ハ硫安デアルト
カ、其ノ他ノ國際商品ニ付テ、十分他
國ト立打チノ出來ルヤウナ基礎ヲ此ノ

實際作ツテ行カナケレバナラナイノギヤ
参ラナケレバナラナイノギヤナイカト
ナイカト、斯様ニ考ヘスルノデ、サ
ウ云フ點カラモ査定ノ評價基準ト云フ
モノヲ、或程度引下ゲタモノデ考ヘテ
又別途ノ考ト致シマシテ、事業ノ收益
還元法ヲ採用スルカドウカト云フヤウ
ナ問題モゴザイマス、斯ワ云フヤリ方
ハ、基準ヲ作リマス場合ノ非常大キ
ナ問題デアリマスルノデ、只今關係方
面トモ十分協議ヲ遂ゲツ、アリマスノ
デ、早急ニ此ノ問題ヲ解決シテ參リタ
イト考ヘテ居リマス、尙外ノ其ノ他ノ
問題ト致シマシテハ、業種別ノ評價基
準ト云フモノヲ作ツタドウカト云フ
ヤウナ問題モアルト思ヒマス、サウ云
フ各般ノ問題ニ付キマシテハ、只今各
關係省方面及ビ其ノ他ノ關係方面トモ
協議致シマシテ、終局的ナ、最後的
ニ付議致シマシテ、暫ク御待チ
ヲ願ヒタイト存ジマス、各方面ノ御意
見モ承リ、殊ニ又經濟再建整備委員會
ナ決定ヲ致シテ參リタイト思ツテ居リ
マス

○片岡直方君 後ノ此ノ二ツノ質問ハ
簡單ナモノデゴザイマスカラ、簡單ニ
質問シタインデアリマス、是ハ戰時補
償特別措置法案ノ一番終ヒニ「理由」ガ
參ルノデアリマスガ、之ニ付テ先ニ御
請求權ト云フモノハ、納稅ノ義務者ガ
個人ノ場合五萬圓、法人ノ場合ハ一請

求權每ニ一萬圓、ソレムシテ除シテ全
體デ十萬圓ハ超エナインダ、控除ハ出
云フコトモ考ヘスルノデ、尙其ノ他
ニ付シタルモ査定ノ評價基準ト云フ
格ヲ見ルカドウカト云フコトヲ、或ハ
又別途ノ考ト致シマシテ、事業ノ收益
還元法ヲ採用スルカドウカト云フヤウ
ナ問題モゴザイマス、斯ワ云フヤリ方
ハ、基準ヲ作リマス場合ノ非常大キ
ナ問題デアリマスルノデ、只今關係方
面トモ十分協議ヲ遂ゲツ、アリマスノ
デ、早急ニ此ノ問題ヲ解決シテ參リタ
イト考ヘテ居リマス、尙外ノ其ノ他ノ
問題ト致シマシテハ、業種別ノ評價基
準ト云フモノヲ作ツタドウカト云フ
ヤウナ問題モアルト思ヒマス、サウ云
フ各般ノ問題ニ付キマシテハ、只今各
關係省方面及ビ其ノ他ノ關係方面トモ
協議致シマシテ、終局的ナ、最後的
ニ付議致シマシテ、暫ク御待チ
ヲ願ヒタイト存ジマス、各方面ノ御意
見モ承リ、殊ニ又經濟再建整備委員會
ナ決定ヲ致シテ參リタイト思ツテ居リ
マス

○片岡直方君 後ノ此ノ二ツノ質問ハ
簡單ナモノデゴザイマスカラ、簡單ニ
質問シタインデアリマス、是ハ戰時補
償特別措置法案ノ一番終ヒニ「理由」ガ
參ルノデアリマスガ、之ニ付テ先ニ御
請求權ト云フモノハ、納稅ノ義務者ガ
個人ノ場合五萬圓、法人ノ場合ハ一請

毎二八ツバカリノ各地方ノ委員會ヲ置キマシテ、之ヲ行政事務局ノ管下ニ置キマス、ソレカラ其ノ外ニ各都府縣ノ委員會ヲ別ニ設ケルコトニナツテ居リマス、ソレカラ中央ノ委員會ハ是ハ關係各方面ト言ヒマシテモ産業、經濟、言論界其ノ他ノ衆議院、貴族院モ當然入ル譯デゴザイマスガ、其ノ他ノ各方面ノ知識經驗者ヲ入レル譯デアリマスガ、特ニ此ノ際ニ労働界ノ代表ヲ入レルカドウカト云フコトガ大キナ問題デアリマスガ、特ニ此ノ際ニ労働者ノ關係が非常ナ大キナ問題デアリト思ヒマスルノデ、我々ハ特ニ労働界ノ代表ヲモ此ノ委員會ニ加入セシメタイ、斯様ニ考ヘテ居リマス、ソレカラ此ノ中央ノ委員會ハ之ヲ三ツノ部會ニ分ケマス、第一ハ綜合部會デアリマシテ、之ニハ例へ評價基準デアルト方法ヲ講ズルカト云フヤウナ、一般的な政策的ナ問題ヲ此ノ綜合部會ニ於テ、或ハ未拂込ノ徵收ニ付テドウ云フ方法ヲ決定致シマス、ソレカラ其ノ次ハ、第二ニ審査第一部會、第三ニ、審査第二部會ト云フモノヲ置キマスガ、其ノ審査第一部會ニ於キマシテハ一般ノ企業ニ付キマシテノ重要事項、特ニ整備計画ノ認可ト云フヤウナコト此處デ決定致シマス、ソレカラ其ノ次ハ、第一部會、第三ニ、審査第一部會、第二ニ、審査第一部會ノ方ハ、専ラ金融機關ノ關係ニ付キマシテ重要ナ事項ヲ決定シテ參ル、斯云フ仕組ニ考ヘテ居リマス、綜合部會ノ部會長ハ、只今ノ處安定本部ノ然るべき方ニ御願ヒ致シタイ、ソレカラ審査第一部會ノ方ハ商工次官ガ部會長ニナリマス、審査第二部會ノ方ハ大藏次官ガ部會長ニナリマス、斯様ニ致シテ居リマス、只今内定致シテ居ル構成ハ此ノ程度アリマス

○委員長(三土忠造君) 先刻小山君ヨリ發言ヲ求メラレマシタガ、時間ノ關係上半後ニ致シマス、午後ハ一時十五分カラヤリマス、休憩致シマス午後零時十五分休憩
午後一時十九分開會
○委員長(三土忠造君) 是ヨリ午前二引續イテ會議ヲ開キマス、小山完吾君○小山完吾君 私ハホンノ唯一言カ二言御答ヲ得レバ宜ヒノデアリマスガ、十二條ノ規定デゴザイマスガ、「民法第三十四條の規定により設立した法人その他の營利を目的としない法人又は團體で命令で定めるものが、この法律施行の際現に云々ト書イテアリマスガ、其ノ命令で定めた法人、恐らく是ハ公益法人ダラウト思ハレルノデスガ、どう云フモノガ入ルノデゴザイマセウカ、此ノ中ニ、例へバ私ハ更ニ一步詳シク申上ゲマスレバ、學校教育ニ關係シテ居ルノデスガ、此ノ命令ニ學校ノヤウナモノモ入ルノデスカ、大臣デナクテモ宜シイデス
○政府委員(池田勇人君) 御答へ申上
カ、此ノ未拂込ノ徵收ニ付テドウ云フ方法ヲ講ズルカト云フヤウナ、一般的な政策的ナ問題ヲ此ノ綜合部會ニ於テ決定致シマス、ソレカラ其ノ次ハ、第一部會、第三ニ、審査第一部會、第二ニ、審査第一部會ニ付キマシテノ重要事項、特ニ整備計画ノ認可ト云フヤウナコト此處デ決定致シマス、ソレカラ其ノ次ハ、第一部會、第三ニ、審査第一部會、第二ニ、審査第一部會ノ方ハ、専ラ金融機關ノ關係ニ付キマシテ重要ナ事項ヲ決定シテ參ル、斯云フ仕組ニ考ヘテ居リマス、綜合部會ノ部會長ハ、只今ノ處安定本部ノ然るべき方ニ御願ヒ致シタイ、ソレカラ審査第一部會ノ方ハ商工次官ガ部會長ニナリマス、審査第二部會ノ方ハ大藏次官ガ部會長ニナリマス、斯様ニ致シテ居リマス、只今内定致シテ居ル構成ハ此ノ程度アリマス

○子爵大河内輝耕君 私ハチヨツト同
ノデアリマスガ、日本銀行ノ貸出金ハ是ハ關係ナイサウデゴザイマスガ、金額ハ四百二十三億五百萬圓、斯ウ云

○子爵大河内輝耕君 倘何ヒマスガ、
知シテ宜シウゴザイマスカ
○國務大臣(石橋湛山君) 宜シウゴザイマス

○子爵大河内輝耕君 久イダラウト思ヒマス、從ヒマシテ、ソレカラ幾ラ一般會計カラ出シマスノデスカ、數字ダケデ宜シウゴザイ

○政府委員(福田赳夫君) 積立金ハ十二億六千萬圓デアリマス、從ヒマシテ此ノ六十億ノ中十二億六千萬圓ト云フモノハ、積立金ニ依ツテ償却シ得ルト斯様ニ考ヘマス、サシスルト差額

○子爵大河内輝耕君 私ハソレ、
度關係シテ來ルト思ヒマスガ、サウ承
萬二千圓トアリマスガ、ソレカラマダ
銀行等債券二十八億三千五百萬圓、ソ

レカラ國外關係債券十四億五百八十三
萬二千圓トアリマスガ、ソレカラマダ
スガ、此ノ参考書ニ依リマスト、特殊

○政府委員(福岡赳夫君) 預金部ニア
トデスカラドナタカラデモ……

○子爵大河内輝耕君 私ハソレ、
度關係シテ來ルト思ヒマスガ、サウ承
萬二千圓トアリマスガ、ソレカラマダ
雲フ風ニ考ヘラレマス、

○子爵大河内輝耕君 私ハソレ、
度關係シテ來ルト思ヒマスガ、サウ承
雲フ風ニ考ヘラレマス、

○子爵大河内輝耕君 此ノ際ニ伊江
男爵カラ、チヨツト沖繩縣ニ關スル此
ノ法案ニ關係シタ問題ヲ、委員外ノ質

問ヲ許シテ戴キタイト云フコトデアリ
マスガ、許可致シテ御異議ゴザイマセ
スカ

○委員外講員(男爵伊江朝助君) 會期切迫ノ際ニ、特ニ委員外ノ質問ヲ御許
シ下スツタ委員長ニ對シテ厚ク感謝ヲ

致シマス、同時ニ多數御質問ノ際、特
ニ御許シ下サツタ諸君ニ對シテ深謝ヲ
致シマス、當時補償特別法案ヲ見マス
ルト云フ、納稅義務者ハ法律ヲ施行

スル際、現ニ戰時補償請求權ヲ持ツテ
居ル者、又ハ本法施行前ニソレニ付テ
能ク不完全ナ武器ト無防備ヲ以テシ

ス、其ノ證據ニハ數萬ノ正規ノ軍隊

銀行ノ話ハ、元々板谷サンノ質問デス
カラ板谷サンノ質問ニ讓ツテ置キマス
○委員長(三土忠造君) 大河内委員会
ニ關聯シタコトニ付テ御聽キニナリタ
イコトガ御アリダサウデスガ、大河内
子爵
○子爵大河内輝耕君 私ハチヨツト同
ノデアリマスガ、日本銀行ノ貸出金
ハ是ハ關係ナイサウデゴザイマスガ、
金額ハ四百二十三億五百萬圓、斯ウ云
フ風ニ資料ニ出テ居リマスガ、左様承
知シテ宜シウゴザイマスカ
○國務大臣(石橋湛山君) 宜シウゴザ
イマス

○子爵大河内輝耕君 久イダラウト思ヒマス、從ヒマシテ、ソレカラ幾ラ一般會計カラ出シマスノデスカ、數字ダケデ宜シウゴザイ

○政府委員(福田赳夫君) 積立金ハ十二億六千萬圓デアリマス、從ヒマシテ此ノ六十億ノ中十二億六千萬圓ト云フモノハ、積立金ニ依ツテ償却シ得ルト斯様ニ考ヘマス、サシスルト差額

○子爵大河内輝耕君 私ハソレ、
度關係シテ來ルト思ヒマスガ、サウ承
萬二千圓トアリマスガ、ソレカラマダ
雲フ風ニ考ヘラレマス、

○子爵大河内輝耕君 私ハソレ、
度關係シテ來ルト思ヒマスガ、サウ承
雲フ風ニ考ヘラレマス、

○子爵大河内輝耕君 此ノ際ニ伊江
男爵カラ、チヨツト沖繩縣ニ關スル此
ノ法案ニ關係シタ問題ヲ、委員外ノ質

問ヲ許シテ戴キタイト云フコトデアリ
マスガ、許可致シテ御異議ゴザイマセ
スカ

○委員外講員(男爵伊江朝助君) 會期切迫ノ際ニ、特ニ委員外ノ質問ヲ御許
シ下スツタ委員長ニ對シテ厚ク感謝ヲ

致シマス、同時ニ多數御質問ノ際、特
ニ御許シ下サツタ諸君ニ對シテ深謝ヲ
致シマス、當時補償特別法案ヲ見マス
ルト云フ、納稅義務者ハ法律ヲ施行

スル際、現ニ戰時補償請求權ヲ持ツテ
居ル者、又ハ本法施行前ニソレニ付テ
能ク不完全ナ武器ト無防備ヲ以テシ

ス、其ノ證據ニハ數萬ノ正規ノ軍隊

ガ無條件降伏ヲシテ居ル際ニ、沖繩ノ青年男女及ビ中等學校ノ生徒ガ、
「海行カバ」ヲ合唱シテ枕ヲ竝ベテ死ン
ダ事實ガアルノデアリマス、斯クノ如
ク日本防備ニ甚大ナル犠牲ヲ拂ハシメ
タル忠勇ナル國民ニ對シテ、單ナル一
時的行政措置ノ爲ニ、無慈悲ニモ請求
權ヲ削除シテ多分ノ納稅ヲ強ヒルガ如
キハ、政府ノ御處理ニ對シテ誠ニ遺憾
ニ堪ヘナイ次第アリマス、私ハ近イ
將來ニ是ギマシテ、現在ノ「マツカーサー」司令部ノ行政措置ガ、必ズヤ解
除サレルモノダト確信スルモノニアリ
マス、又同時ニ斯クアラナケレバナラ
トメ念願スル一人デアリマス、斯クノ
如キ事情ノ下ニ於テ設定セラレタル法
律案ノ中ニ、差別待遇ヲ置クト云フコ
トハ、政府自ラ自分ノ領土ヲ放棄スル
ト云フヤウナ感ゾ與ヘルコトハ、是
亦非常ニ遺憾ニ堪ヘナイコトデアリ
マス、沖繩縣人人ノ戰爭保險ハ大凡一億圓
デアリマス、而シテ一萬圓ノ請求權ト
シテ計算致シマスナラバ、總額約三千
萬圓程度デアリ、五萬圓下シテ計算致
シカスナラバ五千萬圓程度ノモノニナ
リマス、即チ一萬圓以下ノ請求權者ガ
多數アツチ、五萬圓ニ引上ゲマシテセ
其ノ金額ハ二千五百萬圓程度ノモニナ
シカナラナイノデアリマス、沖繩縣人ハ
疎開者、非疎開者共ニ殆ド全財產ヲ犠
牲ニサレタ被害者デアリマス、戰爭保險
ノハ如何ナル理由デアリマセウカ、尙
現ハ沖繩縣人ノ疎開者達ハ目下歸還
スル者ガ多數アルノデアリマス、是等
ノ人々ハ「マツカーサー」司令部ノ同情

アル措置ニ依ツテ特殊ノ預金カラ一人
當リ現金一千萬圓ヲ引出シ、尙残額ハ
通帳ヲ持歸ルコトヲ許サレテ居ルノデ
「事實ガアルノデアリマス、斯クノ如
ク日本防備ニ甚大ナル犠牲ヲ拂ハシメ
タル忠勇ナル國民ニ對シテ、單ナル一
時的行政措置ノ爲ニ、無慈悲ニモ請求
權ヲ削除シテ多分ノ納稅ヲ強ヒルガ如
キハ、政府ノ御處理ニ對シテ誠ニ遺憾
ニ堪ヘナイ次第アリマス、私ハ近イ
將來ニ是ギマシテ、現在ノ「マツカーサー」
司令部ノ行政措置ガ、必ズヤ解
除サレルモノダト確信スルモノニアリ
マス、又同時ニ斯クアラナケレバナラ
トメ念願スル一人デアリマス、斯クノ
如キ事情ノ下ニ於テ設定セラレタル法
律案ノ中ニ、差別待遇ヲ置クト云フコ
トハ、政府自ラ自分ノ領土ヲ放棄スル
ト云フヤウナ感ゾ與ヘルコトハ、是
亦非常ニ遺憾ニ堪ヘナイコトデアリ
マス、沖繩縣人人ノ戰爭保險ハ大凡一億圓
デアリマス、而シテ一萬圓ノ請求權ト
シテ計算致シマスナラバ、總額約三千
萬圓程度デアリ、五萬圓下シテ計算致
シカスナラバ五千萬圓程度ノモノニナ
リマス、即チ一萬圓以下ノ請求權者ガ
多數アツチ、五萬圓ニ引上ゲマシテセ
其ノ金額ハ二千五百萬圓程度ノモニナ
シカナラナイノデアリマス、沖繩縣人ハ
疎開者、非疎開者共ニ殆ド全財產ヲ犠
牲ニサレタ被害者デアリマス、戰爭保險
ノハ如何ナル理由デアリマセウカ、尙
現ハ沖繩縣人ノ疎開者達ハ目下歸還
スル者ガ多數アルノデアリマス、是等
ノ人々ハ「マツカーサー」司令部ノ同情

○委員外議員(男爵伊江朝助君)實ハ
斯ウ云フ小サナ地方問題ニ對シマシテ
ノ法案トニハ、沖繩縣人ノ請求權ヲ特
別扱ヒニスルコトハ誠ニ逆ノ感ゾ
致スノデアリマス、以上ノ理由デ沖繩縣
ニ對スル戰爭保險契約ノ被保險者ニ對
シマシテ個人一萬圓ト限定サレタノハ
無理ト思ノデアリマスガ、大藏大臣
ハ之ヲ日本一般竝ニ五萬圓ニ訂正サレ
ル御意思ハナイノデアリマスカ、以上
ノ點ヲ伺ヒタイト思ノデアリマス
○國務大臣(石橋湛山君)此ノ點ハド
ウ云フ風ニ取扱ノカト云フコトハ、日
本政府トシテモ研究致シマシタノデア
リマスガ、結局將來ノコトハ兔ニ角ト
シテ、差詰メ沖繩ハ本法施行地外ト云
ニ、沖繩等ノ人達ニ對シテハ一萬圓限
度シカニ認メラタ譯デアリマス、マア其
ノ間ニモ色々アツシテ衝撃アツタノデアリ
マスガ、結局茲ニ法律ニアリマスヤ、
本政府トシテ、聯合國司令部ニ意思デ
ササ決メラタ譯デアリマス、マア其
シテ計算致シマスナラバ、總額約三千
萬圓程度デアリ、五萬圓下シテ計算致
シカスナラバ五千萬圓程度ノモノニナ
リマス、即チ一萬圓以下ノ請求權者ガ
多數アツチ、五萬圓ニ引上ゲマシテセ
其ノ金額ハ二千五百萬圓程度ノモニナ
シカナラナイノデアリマス、斯カル
疎開者、非疎開者共ニ殆ド全財產ヲ犠
牲ニサレタ被害者デアリマス、戰爭保險
ノハ如何ナル理由デアリマセウカ、尙
現ハ沖繩縣人ノ疎開者達ハ目下歸還
スル者ガ多數アルノデアリマス、是等
ノ人々ハ「マツカーサー」司令部ノ同情

アルコトヲ御承願ヒマス
スガ、結局茲ニ法律ニアリマスヤ、
ニ、沖繩等ノ人達ニ對シテハ一萬圓限
度シカニ認メラタ譯デアリマス、マア其
シテ計算致シマスナラバ五千萬圓程度
ノモノニナリマス、即チ一萬圓以下ノ請
求權者ガ多數アツチ、五萬圓ニ引上
ゲマシテセ、是ハ政局ノ事情已
述日本同様ニシテ宜シト云フ指合
ト私ハ確信致スト云ノコトヲサツキ
スガ、私サツキ申上ダマシタ通り「ア
メリカ」ハ決シテ向ノ領土ニスツカ
スルカラドトサツテ私ノ此ノ質問ニシタ
次第デアリマス、尙附加ハテ申上ダマ
シテ、「マツカーサー」司令部ニ思ツテ
直接ニ陳情スルト云フコトシテ居
リマスガ、結局將來ノコトハ兔ニ角ト
シテ、差詰メ沖繩ハ本法施行地外ト云
ニ、沖繩等ノ人達ニ對シテハ一萬圓限
度シカニ認メラタ譯デアリマス、マア其
ノ間ニモ色々アツシテ衝撃アツタノデアリ
マスガ、結局茲ニ法律ニアリマスヤ、
本政府トシテ、聯合國司令部ニ意思デ
ササ決メラタ譯デアリマス、マア其
シテ計算致シマスナラバ五千萬圓程度
ノモノニナリマス、即チ一萬圓以下ノ請
求權者ガ多數アツチ、五萬圓ニ引上
ゲマシテセ、是ハ政局ノ事情已

述日本同様ニシテ宜シト云フ指合
ト私ハ確信致スト云ノコトヲサツキ
スガ、私サツキ申上ダマシタ通り「ア
メリカ」ハ決シテ向ノ領土ニスツカ
スルカラドトサツテ私ノ此ノ質問ニシタ
次第デアリマス、尙附加ハテ申上ダマ
シテ、「マツカーサー」司令部ニ思ツテ
直接ニ陳情スルト云フコトシテ居
リマスガ、結局將來ノコトハ兔ニ角ト
シテ、差詰メ沖繩ハ本法施行地外ト云
ニ、沖繩等ノ人達ニ對シテハ一萬圓限
度シカニ認メラタ譯デアリマス、マア其
ノ間ニモ色々アツシテ衝撃アツタノデアリ
マスガ、結局茲ニ法律ニアリマスヤ、
本政府トシテ、聯合國司令部ニ意思デ
ササ決メラタ譯デアリマス、マア其
シテ計算致シマスナラバ五千萬圓程度
ノモノニナリマス、即チ一萬圓以下ノ請
求權者ガ多數アツチ、五萬圓ニ引上
ゲマシテセ、是ハ政局ノ事情已

是デ一應オ終ヒニ致シマス、財產稅法
案、之ニ伴ノ財產稅等收入金特別會計
案、此ノニツヲ括シテ議題トシテ
御質問願ヒタイト思ヒマス、通告順ニ
ス、サウシタラ大藏省ノ事務局ガオ
ノ連中ガ大藏省ニ參リマシテ、下ウカ
ス、サウシタラ大藏省ノ事務局ガオ
ノ法案トニハ、沖繩縣人ノ請求權ヲ特
別扱ヒニスルコトハ誠ニ逆ノ感ゾ
致スノデアリマス、以上ノ理由デ沖繩縣
ニ對スル戰爭保險契約ノ被保險者ニ對
シマシテ個人一萬圓ト限定サレタノハ
無理ト思ノデアリマスガ、大藏大臣
ハ之ヲ日本一般竝ニ五萬圓ニ訂正サレ
ル御意思ハナイノデアリマスカ、以上
ノ點ヲ伺ヒタイト思ノデアリマス
○國務大臣(石橋湛山君)此ノ點ハド
ウ云フ風ニ取扱ノカト云フコトハ、日
本政府トシテモ研究致シマシタノデア
リマスガ、結局將來ノコトハ兔ニ角ト
シテ、差詰メ沖繩ハ本法施行地外ト云
ニ、沖繩等ノ人達ニ對シテハ一萬圓限
度シカニ認メラタ譯デアリマス、マア其
ノ間ニモ色々アツシテ衝撃アツタノデアリ
マスガ、結局茲ニ法律ニアリマスヤ、
本政府トシテ、聯合國司令部ニ意思デ
ササ決メラタ譯デアリマス、マア其
シテ計算致シマスナラバ五千萬圓程度
ノモノニナリマス、即チ一萬圓以下ノ請
求權者ガ多數アツチ、五萬圓ニ引上
ゲマシテセ、是ハ政局ノ事情已

是デ一應オ終ヒニ致シマス、財產稅法
案、之ニ伴ノ財產稅等收入金特別會計
案、此ノニツヲ括シテ議題トシテ
御質問願ヒタイト思ヒマス、通告順ニ
ス、サウシタラ大藏省ノ事務局ガオ
ノ連中ガ大藏省ニ參リマシテ、下ウカ
ス、サウシタラ大藏省ノ事務局ガオ
ノ法案トニハ、沖繩縣人ノ請求權ヲ特
別扱ヒニスルコトハ誠ニ逆ノ感ゾ
致スノデアリマス、以上ノ理由デ沖繩縣
ニ對スル戰爭保險契約ノ被保險者ニ對
シマシテ個人一萬圓ト限定サレタノハ
無理ト思ノデアリマスガ、大藏大臣
ハ之ヲ日本一般竝ニ五萬圓ニ訂正サレ
ル御意思ハナイノデアリマスカ、以上
ノ點ヲ伺ヒタイト思ノデアリマス
○國務大臣(石橋湛山君)此ノ點ハド
ウ云フ風ニ取扱ノカト云フコトハ、日
本政府トシテモ研究致シマシタノデア
リマスガ、結局將來ノコトハ兔ニ角ト
シテ、差詰メ沖繩ハ本法施行地外ト云
ニ、沖繩等ノ人達ニ對シテハ一萬圓限
度シカニ認メラタ譯デアリマス、マア其
ノ間ニモ色々アツシテ衝撃アツタノデアリ
マスガ、結局茲ニ法律ニアリマスヤ、
本政府トシテ、聯合國司令部ニ意思デ
ササ決メラタ譯デアリマス、マア其
シテ計算致シマスナラバ五千萬圓程度
ノモノニナリマス、即チ一萬圓以下ノ請
求權者ガ多數アツチ、五萬圓ニ引上
ゲマシテセ、是ハ政局ノ事情已

ノノ課税ノ事實ハシナイケレトモ
取リコトガアルベシト云フヤウナ制度
十五億圓ノ收入ニ確信ヲ持ツテ調査ヲ
シテ居ル譯デアリマスガ、併シ只今申
上ゲマシタ理由モアリ、ソレデ又其ノ
爲ニハ、所謂第三者ノ通告制度ト云フ
ヤウナモノモ今回ノ稅法ニハ加ヘタヤ
シテ居ル譯デアリマスガ、併シ只今申
上ゲマシタ理由モアリ、ソレデ又其ノ
爲ニハ、所謂第三ノ者ノ通告制度ト云フ
ヤウナモノモ今回ノ稅法ニハ加ヘタヤ
シテ居ル譯デアリマスガ、併シ只今申
上ゲマシタ理由モアリ、ソレデ又其ノ
本ノ稅法トシテハ新シイ分子ヲ其處へ
含メテアル譯デアリマス、但シ十萬圓
以下五萬圓迄ト云フノハ、稅法ノ中ニ
ハ、繰返シテ申上ゲマスヤウニ、四百
三十五億圓ノ歳入ニハ、無論十萬圓以
上ノ資産ノ納稅デ足リルカト考ヘテ居
リマス、ソレカラ一萬一千萬圓以下ノ課
稅ヲスルト云フヤウナコトニナリマス
レバ、是ハ此ノ稅法ト又別ニ御審議
ヲ願ツテ、新シイ稅法ニ依ルベキモノ
ト、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス
○橋本展二郎君 五萬圓ニ引下ケル場
合ニ於テ、別ノ法案ヲ御提出ニナルコ
トハ、是ハ當然デアリマスガ、兎ニ角
此ノ不足ノ生ジタ場合ニ於テハ、斯ク
ノ如キ手段ヲ執ルト云フコトヲ仰セニ
ナレバ、其ノ不足スル場合ニ對シテ、超
過スル場合モ考ヘナケレバナラヌト思
ヒマス、若シ豫定ノ四百三十五億圓ヲ
超過シタ場合ニ於テハ如何ナル手段ヲ
御執リニナリマスカ

○橋本辰二郎君 多々益々辨ズル如
超過差支ナイト云フコトハ其ノ意ヲ
是ハ恕スベシ、併シナガラ斯クノ如
デスネ、殆ド國民ノ財産ヲ沒收スルモ
キ高率ノ税制ニ於テ、超過シテモ一
差支ナイト云フコトハ、甚ダドウモ
ノ意ヲ得メト思ヒマスガ、ソレデ宜
インデスカ

○國務大臣(石橋湛山君) ソレハ超
ニモ依リマスネ、大藏大臣ノ聲明モ、
シク不足シタ場合ト云フノデアリマ
テ、此ノ計算ニ著シク超過スルト云
ヤウナコトガアリマシタラ、是ハモ、
甚ダ計算社撰ナ譯アリマシテ、相
マナイ譯アリマスガ、併シ其ノ場
ニモ、萬一左様ナ誤リガアツタス
バ、是ハ誤リガアツタス申譯アリマ
スガ、超過シタラドウモト云フコト
ハ相成ラナイノデハナイカト思フノ
アリマス、アノ聲明ハ飽ク迄モ不足
タ場合ダケノコトニ付テ、超
シタ場合ノコトニ付テハ考ヘテ居ナ
ニデアリマス

○橋本辰二郎君 本税ハ物税ガ非常
多イト思ヒマス、私等ノ推算ニ依リ
スレバ、現金ハ四分ノ一位ノモノデア
リテ、アトハ主トシテ物納デアラウ
思ヒマスガ、此ノ物納ニ付キマシテ、超
ハ、其ノ物納ノ種類ガ、納稅者ノ任ナ
ニ御任セニナリマスカ、又ハ政府ニ
キマシテ其ノ種類ヲ御指定ニナルノ
アリマセウカ、如何デゴザイマスカ

○國務大臣(石橋湛山君) 政府ニ
順序ヲ指定スル積デアリマスガ、其
キマシテ其ノ種類ヲ御指定ニナルノ
點ハ尙詳シク主税局長カラ申上ダマ
○政府委員(池田勇人君) 財税ノ

ノ財産ニ付キマシテハ、按分ト云フ考バ
持ツテ居リマセヌ
○橋本辰二郎君 其ノ點ハ分リマシ
タ、次ニ新券ノ獲得者デアリマスガ、
御承知ノ通リ戰爭中ヨリシテ、我ガ
國ノ富ノ移動、再分配ト云フモノハ
相當廣闊陸ニ瓦ツチ眞劍ニ行ハレテ
居ツタノデアリマス、ソコデ從來ノ
中產階級ト云フモノハ、企業整備デ
職業ヲ専ハレル等、其ノ他ノ關係デ
漸次凋落ヲ致シマシタ、此ノ反對ニ
當時徒手空拳デアツカ連中ハ著シク頭
ヲ持上ゲマシテ、所謂新興所得階級ト
云フモノヲ作ツコトハ御承知デアリ
マセウ、處ガ此ノ現象ハデスネ、單ニ
戰時中ニ止マラズ、終戰後ニ於テ特ニ
ノ勢ヲ盛ニ致シタノデアリマス、ソレ
デ本年三月、通貨ノ封鎖後ニ於キマシ
テモ、其ノ勢ト云フモノハ一層猛烈ヲ
極メマシテ、今日新聞ノ獲得者ト云フ
モノハ無數ニ出テ居リマス、三月ノ末
ニ於テ日本銀行券ガ百六十億ニ減ツタ
ガ、今日デハ六百億ニ増シタト云ヒマ
スルガ、其ノ通貨増發ノ三分ノ二以上
ハ新券ノ所有者ノ手中ニ在ルト云フコ
トデアリマス、元來此ノ新券ニ依ツテ
富ヲ成シタ人々ハ實ハ餘り好マシクナ
イ手段ニ依リマシテ、利潤ノ追求ニ没
頭致シマシタ人々多イカノヤウニ思
ヒマス、ソレデ思ノニ任セマシテ金錢
ヲ湯水ノ如ク浪費シテ居ル形跡ガアリ
マス、道義ノ類廢ラ來ス原因モ一ハ茲
ニ在ル、又「インフレ」ヲ激成スル原因
モ亦茲ニ在ルト思ヒマス、是等ノ新券
連中ヲ其ノ爲スガ儘ニ傍観、放任スル
ト云フコトハ、社會道德ノ上カラ見テ
モ、是ハ看過スベキ問題デハナイト思
ヒマス、殊ニ其ノ爲ス所ハ、所謂多ク

下ニ相當ナ利潤ヲ得テ居ル人モ無論其ノ中ニアリマセウガ、多數ハイカガハシキ手段ニ依ツテ得ダモノト見ルモ差支ナイト思ヒマス、是等ノ人ハ課税ハ確カニ通脱致シテ居ル、税金ト云フモノヲ果シテドノ位負擔シテ居ルカト云ゴトヲ私等ハ知リマセヌガ、少クトモ其ノ大部分ハ課税ヲ免レテ居ルト看做サナケレバナリマセス、是等ニ對シマシテ、政府ハ何等カノ手段ヲ執ラナケレバナラヌト思ヒマスルガ、如何ナル御準備ガアリマスルカ、其ノ點ヲ承リタイ、且又斯ウ云フコトモ考ヘナケレバナラヌ、此ノ間テ儲ケタ連中ト云フモノハ、日本ノ識者ノ多數ノ意擱ハ勿論、進駐軍ノ意擱ニモ反シマシテ、却テ戦争ヲ歡迎スルカノ心持ヲ宣揚ハルト云フヤウナコトニナリハシナイカト思ヒマス、是ハ實ニ山々シキ問題ト思ヒマスルガ、是等ニ對シマシテ大藏省トシテ如何ナル虚置ヲ御執リニナルカト云フコトヲ承リタイト思ヒマス。

○國務大臣(石橋湛山君) 御質問ノ御趣意ハ結局此ノ新圓ナルモノナドウスルカト云フコトニナルト思ヒマスガ、先程豫算總會モ其ノ問題ニ付テ御答シタ豫算アリマス、結局今最後ノ御言葉ノ中ニ、サウ云フ新圓ヲ今澤山ニ獲得シタヤウナ連中ハ戦争ヲ希望スルト云フヤウナ御話ガアリマシタガ、左様ナコトハ恐らくアルマイト私ハ思フノデアリマス、唯何處迄モ斯ウ云フ今日ノヤウナ變態的經濟ガ續イテ、新圓舊圓ノ區別ガアルコトハ希望シテ居ルダラウト思ヒマス、詰リ新圓、舊圓ノ區別ガアリ、ソレカラ又色々ノ統制等ガアルト云フコトガ、彼等ガ跳梁シ得ル結局原因デアリマス、デアリマスカラ、此

日假ニ新圓ヲ持ツテ居る者ガ不都合ナ
モノデアルト致シマシテ、之ヲ追ツ掛
ケテ何カ致シタコロガ、又三月二日
デシタカ、二月ノアノ時以後ノコトヲ
繰返スニ過ギナイト思ヒマス、デアリ
マスカラ、果シテ彼等下トノ新圓ヲ獲得
シタ者ダケワ果シテ貢メ得ルヤドウヤ
カモ問題デアリマスケレドモ、假ニソ
レ等ガ總テ好マシカラヌ連中ダト致シ
マシテモ、之ヲ一掃スルノニハ、直接
ニ新圓ヲ追ツ掛ケテ之ヲ封鎖スルトカ
何トカ云フ方法ニ依ツテハ目的ヲ達シ
得ナイモノト私ハ考ヘテ居リマスノミ
ナラズ、今日更ニ新圓ノ封鎖ヲ致スト
云フヤウナコトヲヤリマスト、現在鬼
ニ角通貨ノ信用ト云フモノハアル、ソ
レデ通貨ノ信用ガアルカラ、之ヲ退減
モシテ居テ吳レルノデアリマス、
唯銀行ニ預金スレバ自分ノ財産ガ
分ル、或ハ又再び預金ヲ封鎖サレルカ
モ知ラヌト云ノ心配カラ預金ヲシナイ
ト云フコトナノデアリマス、退藏シテ
居ルト云フコトハ宜イコトデヤアリマ
セヌケレドモ、併シ退藏シテ吳レナイ
ヨリハ宜イ、預金モシナイ、通貨ノ退
藏モシナイト云フコトニナツタ、
是ハ收拾スペカラザルコトニナリマ
ス、チアリマスカラ、此ノ弊害ヲ除
去スルノニハ、最初ニ申シマシタヤウ
ニ、根本的ニ現在ノ經濟ノ形ヲ常態ニ
戻スト云フコトガ何ヨリモ必要ナコト
デアリマシテ、茲デ多少ノ弊害ガアル
ト雖モ、其ノ弊害ノ爲ニ特別ノ措置ヲ
講ズルト云フコトハ、私ハ非常ナ危険
ヲ伴フ、斯様ニ考ヘテ居リマシテ、政
府ト致シマシテハソレハヤラナイ積リ
デ居リマス、昨日モ衆議院デソレ等ノ
コトヲ考慮サレタ結果ト思ヒマスガ、

各派共同デ通貨安定決議案ト云フモノト同時ニ預貯金ノ入戻ニ獎勵ヲヤル、
是ハ衆議院デモ獎勵ヲヤルト云フ昨日
ヲ圖リ、出來ルダケ早イ機會ニ新聞舊圓
モ決議ガアリマシタ、政府ト致シマシ
テモ只今其ノ獎勵ヲヤリ、通貨デ以テ
退職サレテ居ルモノヲ、預貯金ニ吸收
スル方策ヲ極力講ジタイト、只今準備
ヲ致シテ居ル次第アリマス

○橋本辰二郎君 私ハ昨日ノ衆議院ノ
決議ノコトニ反対ノ意見ヲ持ツテ居リ
マス、新聞ヲ宜シク封鎖スベシト云フ
意見ヲ持ツテ居リマス、只今大破火
墮ハ、新聞ノ退職ノ多イハ通貨ニ對
スル信用ガ高イカラト云フコトヲ仰セ
ニナリマシタ、是ハ大變ニ私ハ誤リデ
ナイカト思ヒマス、新聞ヲ持ツテ居ル
人ハ、之フ銀行ニ預ケレバ稅務署ノ手
ガ廻ツテ、其ノ金ノ持ツテ居ルコトガ
分ツテ課税ヲ受ケル、ソレガコワイノ
デ自分ノ手許ニ貯ヘテ置ク、而シテ若
シ必要アル場合ニ於テハ高利貸ノヤウ
ナ非常ニ高一日歩フ以テ之ヲ融通シテ
居ルト云フコトガ今日ノ實情アリマ
ス、必シズモ通貨ニ對スル信用ノ爲ニ
退職シテ居ルノデハナイ、若シモ是ガ
金貨デアレバ、ソレハ皆喜シデ信用ヲ
得テ何スルカモ知レマセスケレドモ、
紙デアリマス、日本ガ崩壊スレバ反古
ニナリマス、之ニ對シテ大臣ノ御考ノ
ヤウナ、通貨ニ深イドウモ執著力、又
信用ヲ持ツテ居ルト云フ御所見ハ、私
ハ大分誤ツテ居ルト思ヒマス、併シナ
ガラ此ノ通貨ノ新券ノ封鎖ト云フヤウ
ナコトハ、之ヲ實行スル寸時前迄ハ、政
府當局トシテハ、ヤラナイト云フコト
ハ當然アリマス、其ノ點ハ私ハモウ

○國務大臣(右橋湛山君) 前ノ方ノ新
圓ノ問題ニ付テハ、誤解ガアルトイケ
マセヌカラモウ一度申上ゲテ置キマ
ス、今橋本サンノ御話ノ中ニ、當局者
トシテハ斯様ノコトハ其ノ直前迄默ツ
テ居ツテ、スボツトヤルノガアタリ前
デアリマスカラ、大藏大臣ガ屢次封鎖ス
ル意旨ハナイ、封鎖スルガ、剰那迄黙ツテ
シテ、其ノ次ニ御尋ネ致シタインハ、
財產稅ヲ今度施行セラレタ後ニ於ア、
第二次ノ財產稅ヲ起スト云フ御考ハナ
イカト云フコトデアリマス、是ハ富ノ
均衡化トカ、經濟ノ民主化ト云フコト
ヲ徹底セシムル上ニ於アモ、第二次財
產稅ヲ起スト云フコトハ適當デアラウ
ト云フコトヲ私ハ信ジマス、三月二十
日以後ニ於キマシテモ、新券ヲ獲得シ
タ連中ト云フモノハ、ソレハ少クナイ
數ニ上ツテ居リマス、其ノ金額モ頗ル
巨額ニ達シテ居リマス、是ハ先程申シ
マシタヤウニ、是ハ正當ナル手段ニ依
ツテ得タモノトハ見ルコトハ出來マセ
ヌデ、第二ノ財產稅ヲ御調シニナリマ
シテ、第一次ニ納メタ者ニ對シテハ相
當ナル處置ヲ執ル、而シテ其ノ第二次
財產稅ヲ起シテ、以テ政府ノ御希望ヲ
フレル所ノ富ノ均衡化及ビ經濟ノ民主
化ヲ圖ルト云フ御考ハナイノデアリマ
スカ

シテ日本政府ガコトヨ迄ヤルノカト云フ
ニ商工省等ノ計算シテ居ツタヤウナ數
百億圓ノ解體費、荷造費、運賃ガ要ル
ト云フコトハ、今日ノ日本ノ財政狀態
トシテ負擔シ得ル所デハナインोデアリ
マシテ、從ツテ若シ此ノ問題ガ交渉案
件ニナリマス場合ニハ、一ツ工場渡、
現場デノ工場デ渡スト云ノ位ノ、一ツ
交渉ヲシテ貲ヒタイト云ノコトハ常ニ
申シテ居リマス、併シ是モ唯中シテ居
ルダケデアリマシテ、マダ其ノ交渉等
ノ段階ニ入ツテ居リマセヌ、斯様ト譯
ニアリマスカラ、從ツテ賠償設施ニ對
スル補償ト云フコトモ、何カノ方法ヲ
取ラナケレバナラヌ、全額補償ト云フコ
トガ可能デアルノカ、或ハサウ云フコ
トガ公平ナノデアルノカ、今度ノ戰時
補償特別措置法ニモ見合セナケレバナ
ラヌ問題デアリマスノデ、其ノ點を考
慮ハ致シテ居リマスガ、賠償設施其ノ
モノノ金額サヘモハツキリシナイ譯デ
アリマスカラ、從ツテ何等ノ結論ニ到
達シテ居ナイ譯デアリマス
○橋本辰二郎君 重ネテ承リマスガ、
政府ニ於キマシテ、是ハ誠ニ氣ノ毒ダカ
ラ補償ハ出來ルダケシテ、幾分カ救濟
デモシテヤラウト云フ思召ハアルモノ
ト解シテ宜シウゴザイマスカ
○國務大臣(石橋湛山君) 勿論如何ナ
ル場合デモ、今回ノ戰時補償特別措置
ニ於テモ同様デアリマスガ、左様ナ氣
持ツ持ツテ居ルコトハ持ツテ居リマ
ス、是ハ財政負擔ノ問題、其ノ他ノ處
置トノ釣合ノ問題其ノ他ヲ考慮シナケ
レバナラヌ譯デアリマスガ、出來ルダ
ケノコトハ致シタイガ、儀トレダケノ
コトヲスベキカト云フコトハ決ツテ居
リマセヌ

○橋本辰二郎君 恩召ノ程ハ分リマシテ、タ、内地ニ於ケル所ノ賠償ノ對象物ニ對シテ、及ブ限リノ補償ハシテヤラウト云フ御深切ナル恩召ガ政府ニアルト
マス、然ラバ是ガ海外ニ於キマシテノ法人、個人ノ資産モ同ジク聯合國側ヨリ之ヲ殆ド接收セラレテ居リマス、是モ接收セラレタ財產ハ、先方テハ賠償ノ對象ト見テ居リマスルガ、内地ニ於ケル所ノ工場其ノ他ノ賠償對象物ニ對シテ補償シテヤラウト云フ恩召ノアルモノト解シテ宜シウゴザイマスカ

○國務大臣(石橋湛山君) 勿論出來ルダケノコトハ致シタイト考ヘテ居リマス、唯併シ此ノ外地ノ資産ニ付キマシテハ、チヨツト申上ゲテ置キマスガ、マダ賠償トシテ持ツテ行クノヤラドウヤラ性質ハ未ダハツキリ致シテ居リマヌ、殊ニ此ノ產業施設ノ如キハ、大體賠償物資トシテ、或ハ戰利品トシテ持ツテ行カレル、或ハソコデ讓渡サレルノデハナイカト、是ハ想像スルノデアリマスガ、個人ノ財產、土地デスマカ、家屋デアリマストカ云フヤウナ個人ノ財產ニ付テハ、全然其ノ性質ガドウナリマスモノカ、ハツキリ致シマセヌ、サウ云フ譯デ、只今外地ノソレ等資産ニ付ノノ計算ハ政府トシテ行ツテ居リマスガ、之ノ處置ハ先方ガハツキリシナイモノデスカラ、コチラモハツキリ出來ナイ、斯ウ云フ譯デアリマスナケレバナラヌト云フヤウナ御考デア

○國務大臣(石橋湛山君) 是モ屢々何リマセウカ、如何デゴザイマセウカ
カノ機會テ申上ゲタコトデアリマサガ、現在ノ金利ノ水準ハ、物價水準ラハツキリシナインデアリマスガ、レ以上ニ金利ノ水準ト云フモノガ、市場ガナイモノデスカラハツキリ致シセヌ、併シナガラ日本ガ斯様ニ敗戦結果、資本ヲ失ツタト云フ點カラ見シテ、原則トシテハ、金利ハドウモ現ルト云フコトニナレバ是ハ別ナコト相成リマスガ、是等モ今色々ノ點デテ考究ヲ致シテ居ル次第アリマス
○橋本辰二郎君 財産税ノ收入ノ大部分ヲ物納デ占メルト云フコトハ先程中上ゲマシタガ、其ノ物納ハ早晚換金即チ金ニ換ヘナケレバナリマセヌガ、其ノ處置ニ付キマシテハ、ドウ云フ法ヲ御執リニナル御積リカ、ソレヲリタイ
○國務大臣(石橋湛山君) 是ハ財産税ノ物納デ入ルモノバカリデハナク、又國的ニ、國ノ、國有財産ニナツテ居リマスモノニ付キマシテハ、何等カ新ナリイ處理ノ方法ヲ講ジタイト存ジマシテ、只今研究ヲ致シテ居リマスソレニハ民間ノサウ云フ方面ノソレハ専門家ノ援助モ受ケラレルヤウナ方オヨ考究致シタイト存ジテ居ル次第アリマス
○橋本辰二郎君 此ノ物納ヲ金ニ換ヘルト云フコトハ容易ナコトデハナイト存ジマスルガ、二十一年度ノ歳入ノ不足ニ補填スル爲ニ用ヒラレル金額モ少ナカラスト思ヒマスガ、是モナカノ政府ノ御期待ノ通りニ、果シテ政府ノ必要トスル時ニ、其ノ金ガ入ルカドウ

カト云フコトハ、大變私ハドウモ疑ラ
ノ如キモノハ是澤山ナ幾億ト云フ
數ニ上ルモノデアリマシテ、之ヲ保管
スルニ致シマシテモ大變ナコトアラ
ウト思ヒマシテ、是ハ何カノ特別ノ機
關ヲ御持ヘニナラナケレバ、現在ノ政
府ノ御役人ノ手ニハ到底負ヘナイト私
ハ考ヘマス、ソレカラ有價證券ニ致シ
マシテモ、大藏大臣ハ其ノ方ノ専門家
デキラツシャルノデ御承知ノ通りニ、
市場ニ於テ一萬株ヲ賣付ケヨウトスレ
バ容易ナコトナイ、必ズ其ノ株ノ相
場ハ激落ヲ致シマス、市場ト云フモノニ
ハ餘程廣イヤシニシテ割合ニ狹イモノ
デアリマシテ、是モナカノ因難が伴
フト思ヒマス、又不動產ノ如キモノニ
付キマシテハ、隨分國寶ニ準ズベキ所
ノ貴重ナル建物モ多々アルト思ヒマ
ス、而シテ之ヲ買ヒ得ル人間ハドウ云
フ種類ノ者カト言ヘバ、詰リ是迄ノ資
産階級ハ悉ク不動產カラモノヲ皆握
供スルノデ、無論之ヲ買フ力ト云フモ
ノハナイノデアリマス、而シテ之ヲ買
ヒ得ル者ハ先程私ノ申シマシタ好マシ
カラザル新金獲得者デアル、新金獲得
者ヲシテ安莊ナル邸宅ニ昂然トシテ住
居シ、又ハ何等ノ趣味ノナイ何等ノ鑑
賞力ノナイ者ニ對シテ、國寶的ノ書畫
骨董類ヲ持タセルト云フコトハイカガ
ハシイカト思ヒマス、是等ハ丁度沐猴
ニシテ冠スルヤウナ形ヲ呈シマシテ、
甚ダ面白カラヌ結果ヲ生ズルノデハナ
カラウカト云フコトヲ私ハ恐レマスノ
デ、此ノ物納ノ御處分ニ付キマシテ
ハ、餘程御考ヲ御願ヒ致シタイト思ヒ
マス、其ノ點ハ宜シウゴザイマス、次
ニは政府ニ於キマシテハ、國民ノ最
低生活ヲ保障スルト云フ準備ガアルカ

○國務大臣(石橋湛山君)　是ハ厚生大臣カラデモ御答シタラ如何カト思ヒマスガ、私知シテ居ル限リニ於テハ、現在賃銀制度等ニ依ツテ最低生活ノ保障ト言ヒマスカ、サウ云フコトヲ考究シテ居ルト思ヒマスガ、併シ現在マダソレヲ全般的ニ實行スルト云フ段階ニハ今日ノ所デハ入ツテ居ナイト存ジマス

○権本辰二郎君　然ラバ私ノ意思ヲ大臣ヨリ厚生大臣ニ御傳ヘ願ヒタイト思フ、此ノ財産税ノ如キ殆ド私有財產ヲ無視シテ沒收ニ等シイヤウナ法律ノ課稅ヲ斷行セラレル以上ハ其ノ影響ト云フモノハ實ニ甚大ナモノガアリマス、是レ實ニ社會ノ大革命ニアリマス、之ガ爲ニ父祖傳來安樂ニ生活セル人々モ本稅ノ徵收ニ依リマシテ年々急迫ヲ昂メマス、遂ニハ破産ニ瀕シマシテ、生活ノ途ヲ失ヒ一家擧ツテ路頭ニ迷フド云ア者ガ續出スルト云フコトハ疑問ノ餘地ハナインデアリマス、現ニ相續稅ヲ三回收メレバ如何ナル大家モ没落スルト言ハレテ居リマス、斯ワ云フ類例カラ見マスレバ、必ズヤ此ノ稅ノ徵收後ニ於キマシテハ餘り長イ期間ニ瓦ラズシテ、實ニ氣ノ毒ナヤウナ状況ヲ現出スルト云コトハ殆ド是ハ致アルノデアリマス、加之平素國民ノ中多大ノ貢獻ヲ致シマシテ、國家社會ニ發展ニ致シマシテモ、國運ノ興隆ニモ堅トシテ溫厚ニシテ純美ナル品性ヲ備

ノナイ立派ナル人々ノ集團デアツタノ
デアリマス、然ルニ是等ノ高尚ナル品
性ニ富ム所ノ人々ガ、此ノ財產税納入
後ニ於キマシテ其ノ殘存セル僅カノ資
金ヲ以テ致シマシテハ、戰時中又ハ戰
後ノドサクサ紛レニ於キマシテ、竦腕
ヲ振ツテ甚當ヲ築キシ所ノ人々ハ氣
マス、サスレバ必ズヤ是等ノ人々ハ氣
ノ毒ナル境遇ニ陥リ、沒落ニ瀕スルト
角逐スルト云フコトハ出來ナイト思ヒ
云フコトハ自明ノ理デアリマス、國家
社會ニ多大ノ貢獻ラシタ人ヲ財產税ノ
爲ニ路頭ニ迷ハセルト云フコト
ヲ、政府ハ之ヲ傍観シテ可ナリト
云フ道理ハナイノデアリマス、
デ政府ハ此ノ稅制ニ伴ヒマシテ、
必然發生スルコトノ疑ナキ此ノ憐レム
ベキ所ノ過去ノ功勞者ニ對スル救濟ノ
準備ニ對シ、遺憾ナキヲ期セラレムコ
トヲ私ハ切ニ祈リマス、此ノコトハド
ウカ厚生大臣ニ御傳ヘ願ヒトガザイ
マス、次ニ私ハ大藏省デヨク擬制資本
ト云フコトヲ言ハレマスガ、擬制資本
ト云フモノハドウ云フモノデアリマス
カ、一應ノ御説明ヲ御願ヒ致シマス
○國務大臣(石橋湛山君) 大藏省デハ
別段擬制資本ト云フコトヲ申シマセ
ス、私ハ實ハ擬制資本ト云フ、言葉ヲ
使フコトハ嫌ヒテ使ハナイノデアリマ
スガ、世間デ申シマス擬制資本ト云フ
ノハ、多分英語ノ「FUND」アルキヤ
ピタル」ト云フノデアリマシテ、實質
ハ火事デ燃エテシマツタリ、戰爭デ飛
ンデシマツテ居ルガ、ソレニ對シテ資本ダケ
ト云ヒマスカ、帳面上ノ資産ダケガ残
ツチ居ル、貸借對照表デ言ヘバ、物ハ
ナイケレドモ、ソレニ對シテ資本ダケ
ガ立ツテ居ル、斯ウ云フモノヲ謂フノ

ダラウト思ヒマス

○橋本辰二郎君 其ノ或方面テ稱ヘラ
レタル擬制資本ト云フコトニ對シテ大
藏省モ共鳴セラレテ居ツテ、大藏省カ
ラ發表セラレル文章ノ中ニ斯ウ云フ文
字ヲ使ツヤウナ例ガアルヤウニ記憶
致シマスガ、ソンナコトハナインデア
リマスカ

○國務大臣(石橋湛山君) ソレハゴザ
イマセウ、世間ニ擬制資本ト云フテ居
ルモノデスカラ、世間並ノ言葉ヲ使ツ
タコトハ、是ハアルト思ヒマス

○橋本辰二郎君 サウスルト膨脹シタ
ル所ノ資本ニ對スル對象物ガナイ、金
ダケ残ツテ居ツテ物ガナイト云フノヲ
擬制資本ト謂フ、擬制資本ト云フモノ
ヲ、之ヲ一掃スルニアラザレバ實際ノ
經濟ノ再建及ビ經濟ノ民主化ハ出來ヌ
ト仰セラレルガ、若シモ其ノ御意見ニ
御同感デアリトスレバ、擬制資本ノ最
も甚ダシキハ公債デアリマス、公債ニ
對シテハ何ノ物モ残ツテ居リマセス
ガ、其ノ擬制資本ヲ一掃スルト云フコ
トガ政府ノ主導的經濟再建ノ目的ナリ
トスレバ、公債ヲ打切ラレルコトガ一
番私ハ宜イト思ヒマスガ、之ニ對シテ
ドウ云フ御考ヲ持ツテイラツシヤイマ
スカ

○國務大臣(石橋湛山君) 其ノ擬制資
本ノ論ハナカノ面倒ニナリマセウト
思ヒマスガ、公債ノコトニ付テ御答ヲ
申上ゲマス、公債ハ御承知ノヤツニ、
アル思ヒマスガ、大藏省預金部ノ如
キハ預ツテ居ル金ノ八割ガ國債デアリ
マス、サウ云フヤウナ譯デアリマスカ
ラ、此ノ國債ヲ打切ルトカ、或ハ國債

ノ利子ヲ下ゲル、國債ノ利子ヲ下ゲル
ト云フコトハ結局國債ヲ打切ルコトデ
ム點ガアルト云フコトハ當然デアリマ

ス、然ラバ公債ノ利子ヲ改定スルト云
レニ對シテ四百七十六億圓ト云フモノ
ガ國債ニナツテ居ル、其ノ他ノ色々ノ
預金ヲ入レマシテ、此ノ國債ト見合ヒ
マシテ、八割位ニナルノデアリマス、
全國ノ金融機關デアリマスト、郵便貯
金迄入レマシテ、預金ノ五割ハ國債ニ
ナツテ居リマス、デスカラ國債ヲ飛バ
スト云フコトハ預金ノ五割ヲ飛バスト
云フコトデアリマシテ、是ハナカノ
容易ナラスコト思ヒマス、左様ナコ
トヲ致シマシタラバ、金融、通貨ノ
安定トカ、或ハ經濟界ノ安定ト云フコ
トハ恐ラク得ラレナイ、斯様ニ考へマ
スノデ、ソレガ果シテ擬制資本ナリヤ
否ヤト云フコトハ別問題ト致シマシ
テ、私ハ實際トシテ斯様ナコトハ出來
ナイ、又シテハナラス、斯様ニ考へテ
番私ハ宜イト思ヒマスガ、之ニ對シテ
ドウ云フ御考ヲ持ツテイラツシヤイマ
スカ

合ニハ、是ハ預金打切りト云フコトナ
ノデス、ダカラ此ノ郵便貯金ヲ初メ、
郵便貯金ノ八割方ハ國債ニナツテ居
ル、郵便貯金ト見合ヒマスト、此處ニ
モアリマスヤウニ、五百十七億圓、ソ
レニ對シテ四百七十六億圓ト云フモノ
ガ國債ニナツテ居ル、其ノ他ノ色々ノ
預金ヲ入レマシテ、此ノ國債ト見合ヒ
マシテ、八割位ニナルノデアリマス、
全國ノ金融機關デアリマスト、郵便貯
金迄入レマシテ、預金ノ五割ハ國債ニ
ナツテ居リマス、デスカラ國債ヲ飛バ
スト云フコトハ預金ノ五割ヲ飛バスト
云フコトデアリマシテ、是ハナカノ
容易ナラスコト思ヒマス、左様ナコ
トヲ致シマシタラバ、金融、通貨ノ
安定トカ、或ハ經濟界ノ安定ト云フコ
トハ恐ラク得ラレナイ、斯様ニ考へマ
スノデ、ソレガ果シテ擬制資本ナリヤ
否ヤト云フコトハ別問題ト致シマシ
テ、私ハ實際トシテ斯様ナコトハ出來
ナイ、又シテハナラス、斯様ニ考へテ
番私ハ宜イト思ヒマスガ、之ニ對シテ
ドウ云フ御考ヲ持ツテイラツシヤイマ
スカ

○國務大臣(石橋湛山君) 是モ英國ノ
ヤウニ、マア英國デモ金融機關ハ或程
度國債ハ持ツテ居リマスルガ、併シ英
國アタリハ國債ノ、今日ハ知リマセス
ガ、大分以前ノコトデアリマスト、大
部分ハ國民ガ直接ニ應募シマシテ、國
民ガ持ツテ居テ吳レルノデアリマス、
殊ニ「コソソル」ノ如キハ資産家ガ、世
襲財產の申シマスカ、ト云フ風ニ持
チテ居ルヤウナ次第デアリマス、ソレ
カラ又英國デハ金利が安い、全般ノ金
利水準が安い、是等ノコトデ「コソソ
ル」ナドト云フ特別ノモノガアルノデ
アリマスルガ、日本ニ於テ今金利ヲ二
分ニ下ゲルト云フコトハ、日本ノ金利
水準カラ言ウテ困難デアリマス、若シ
シナガラ今日ノ此ノ敗殘國ト致
シマシテハ、總テ有ルモノハ悉
ク是ハ提供シナケレバナラス、
是ハ如何ナル人ニセヨ、如何ナル老若
男女ニセヨ、悉ク自分ノ有ルダケノモ
ノハ出シテ、後ノ整理ニ之ヲ提供スル
ト云フコトガ今日ノ場合はハ已ムヲ得
タコトデハナカラウカト思ツテ、此ノ
際ドウモ公債ヲ打切ルト云フコトハ最
も私等必要ナコト思ヒマスルガ、政

府トシテハナカノ之ニ對シテ色々
ム點ガアルト云フコトハ當然デアリマ

スベカラザルモノト考ヘテ居リマス
シテ、直接國債ノモノノ金利ヲ下ゲ
ル、之ヲ打切ルト云フコトニ依ソテ爲
「コソソル」國債ハ二分ト思ヒマスガ、
アレハズット二分据置ニナツテ居ルヤ
ウデアリマスガ、日本ノ公債モ今ノ三

分五厘ニシテ置キマシテハ、恐ラク明
年ハ金利ダケテ七十億ニ達シ、國民ノ
所得ガ非常ニ激減シテ居ル時代ニ於キ
マシテ、公債ノ利拂ハナカノ困難デ
アラウト思ヒマス、結局は整理ノ意
味ニ於テモ他ノ金融關係ハ色々ノモ
ノモアリマセウケレドモ、金利ヲ下ゲ
ルト云フコトガ何トカ一ツ適當デハナ
カラウカト私ハ考ヘマスルガ、如何デ
ギリマセウカ

例ヲ説ゲテ一ツ御説明ヲ願ヒタイト思
ヒマス

○政府委員(池田勇人君) 財產税ノ納
稅義務者ニハ無制限納稅義務者ト制限
納稅義務者ノニツニ岐レテ居リマス、
無制限納稅義務者ハ其ノ者ノ有シテ居
リマス全部ノ財產ニ課稅ニナリマス、
其ノ財產が内地ニ在リマセウトモ、或
ハ建前ハ外地ニ在リマセウトモ、全部
ノ財產ニ課稅ニナリマス、併シ制限納
稅義務者ハ、是ハ本邦ノ國籍ヲ有シナ
イデ、本法施行地、即チ内地ニ財產ヲ
持ツテ居ル場合ニ納稅義務ガアリマス
シ、又本邦ノ、日本ニ國籍ヲ持ツテ居
ナイ人ガ内地ニ居リマス場合ニ付キマ
シテモ、内地ノ財產ニ付テノミ納稅義
務ガアルノデザイマス、從ヒマシテ
財產ノ所在ヲ決メテ置キマセスト、課
稅上支障ガアリマスノデ、財產ノ所在
ノ復舊費ト云フモノハ數十萬圓ヲ要スル
タルノ證明書ヲ持ツテ居リマスルガ、
廣島市ヤ長崎市ノ如キ原子爆弾ニ依ツ
テモノハ矢張リ此ノ戰災ノ災害ニ依
テ戰災ヲ受ケラレタ方デザイマスカ
ヤウナモノガ多々アルノデアリマス、是
等ノモノハ矢張リ此ノ戰災ノ災害ニ依
テ戰災ヲ受ケラレタ方デアリマスガ、是ハ戰
災者ト看做サナイノデアリマスカ
マシタヤウニ、住宅、家財ニ付キマシ
テ戰災ヲ受ケラレタ方デザイマスカ
ラ、當然此ノ控除ノ恩典ニ與カリ得ルト
○政府委員(池田勇人君) 先程申上ゲ
考ヘテ居リマス

○橋本辰二郎君 燃失シタ人ハ罹災者
マシテ住宅又ハ家財ヲ失せラレタ方
デ而モ罹災者證明書ノ交付ヲ受ケテ居
云フコトガアリマスガ、戰災者又ハ引
揚者ハ一人ニ付五千圓ヲ課稅價格ヨリ
控除スル、此ノ戰災者ノ範圍ハドウ云
ノモノノ戦災者ト云フコトニナリマ
ス

○橋本辰二郎君 次ニ十九條ノ戰災ニ依
リ揚者一人ニ付五千圓ヲ控除スルト
云ノコトガアリマスガ、戰災者又ハ引
揚者ハ一人ニ付五千圓ヲ課稅價格ヨリ
控除スル、此ノ戰災者ノ範圍ハドウ云
ノモノノ戦災者ト云フコトニナリマ
ス

○政府委員(池田勇人君) 戰災ニ依リ
マシテ住宅又ハ家財ヲ失せラレタ方
デ而モ罹災者證明書ノ交付ヲ受ケテ居
云ノコトガアリマスガ、戰災者又ハ引
揚者ハ一人ニ付五千圓ヲ課稅價格ヨリ
控除スル、此ノ戰災者ノ範圍ハドウ云
ノモノノ戦災者ト云フコトニナリマ
ス

○橋本辰二郎君 燃失シタ人ハ罹災者
マシテ住宅又ハ家財ヲ失せラレタ方
デ而モ罹災者證明書ヲ持ツテ居リマスル
ガ、當然此ノ控除ノ恩典ニ與カリ得ルト
○政府委員(池田勇人君) 先程申上ゲ
考ヘテ居リマス

○橋本辰二郎君 其ノコトハ各稅務署
ニテ御通牒ヲ御出シニナツタコトガ
アリマスカ

時ノ財產ニ付テ課稅ニナルノデゴザイ
マス、從ヒマシテ今度戰時補償特別措
置法ニ依リマシテ別ニ特別補償稅ガ課
リマシタ、次ニ私ハ本法ニ付キマシ
テ伺ヒタク、財產稅法第五條ニ「財產
の所在は」と云フコトガアリマスガ、
ソレハドウ云フ意味デアリマセウカ、
例ヲ説ゲテ一ツ御説明ヲ願ヒタイト思
ヒマス

○政府委員(池田勇人君) 調査時期において云々タアリマスガ、
末項ニ付テ御説明申上ゲマス、財產稅
金利ノ下ゲナケレバ日本ノ金融機關關
ナ色々ナ憚ミガアリマシテ、是亦サウ
ナ色々ナ憚ミガアリマシテ、此ノ國債ノ利拂
簡單ニハ參リマセヌ、此ノ國債ノ利拂

○政府委員(池田勇人君)十九條ノ一
末項ニ「第一項の戦災者及び引揚者の
範圍は、命令でこれを定める」ト規定
致シ、勅令デ書クコトニ致シテ居リマス
○橋本辰二郎君 第二十四條ノ相續稅
ニ付テハ財產ヲ「各々これを區分スル
ト云フコトガアリマスルガ、普通ノ場
合ニ於キマシテハ財產ノ區分ハシナイ
ノデアリマスカ

○政府委員(池田勇人君)御話通り
ニ從來相續人ハ、被相續人ノ所得等ニ
付キマシテ合算シテ納稅義務ヲ負擔ス
ルノガ通例デゴザイマスルガ、今回ノ
財產稅ニ於キマシテハ、被相續人ガ調
査時期後死亡致シマシタ場合ニハ、被
相續人ノ財產ト相續人ノ財產トハ別個
ニ課稅スルコトニ致シマシテ、併シ納
稅ノ義務ハ相續人ガ負擔スルコトニ致
シテ居リマス

○橋本辰二郎君 相續稅ハ財產價額ヨ
リ控除スルト云フコトニ聞イテ居リマ
スルガ、是等ハ當然カモ知レマヌメガ
相續稅ヲ控除スルト云フコトニナレ
バ、チヨツト世間カラ見マスレバ、相
續稅ノ負擔ダケハ免除スルヤウナ感ジ
ヲ惹起シマスガ、如何ナモノアリマ
スカ

○政府委員(池田勇人君) 調査時期ニ
於テ相續稅ヲ負擔シテ、而モ延納ニナ
ツテ居ル、斯ウ言フ場合ニ於キマシテ
ハ相續稅ハ控除致シマス、併シ調査時
期後ノ相續ニ付キマシテハ、是ハ調査
時期ノ財產カラハ控除ハ致シマセヌ、
○橋本辰二郎君 次ニ財產ノ評價ニ付
キマシテ申上げマスルガ、二十五條、
二十六條ニ「一定の倍數を乗じて算出
した」ト云フコトガアリマスルガ、是
ハ一定の倍數ト云フモノハ何デアリマ

○委員長(三土造君) 是ハーツ詳
ク説明シテ下サイ
○政府委員(池田勇人君) 二五條
並ニ二十六條ハ土地又ハ家屋ノ評價
關スル規定デゴザイマス、御承知ノ
タ、土地又ハ家屋ニ付キマシテハ、
筆毎ニ賃貸價格ガ定ラレテ居リマス、
土地ニ付キマシテハ昭和十一年、家
ニ付キマシテハ昭和十七年ノ現在ニ
リマシテ賃貸價格ガ付ケラレテ居リ
ス、此ノ賃貸價格ニ一定ノ倍數ヲ乘
マシテ、其ノ土地ナリ家屋ノ時價ヲ
定シヨウト云フノガ此ノ規定デゴザ
マス、而シテ一定ノ倍數ハドウ云フマ
ニ出スカト中シマスルト、土地又ハ
屋ニ付キマシテハ、其ノ地區ニ標準準
ナル土地又ハ家屋ノ一般取引價格ヲ
在致シマシテ、サウシテ一般取引價格
ガ、其ノ土地又ハ家屋ニ對スル賃貸價
格ノ何倍ニ當ツチ居ルカト云フノヲ
出致シマス、即チ標準ニナルベキ土地
家屋ニ付キマシテ賃貸價格ノ何倍ニ
ツテ居ルカ、其ノ倍數ヲ求メマシテ、
サウシテ其ノ倍數ヲ其ノ區域ノ土地
ハ家屋ニ乗ジマシテ、全部ノ土地、
屋ノ時價ヲ評定スル、斯ワ云フ考ヘ
デゴザイマス、從ヒマシテ標準トナ
ベキ範圍ヲドウ云フ風ニ見ルカト云
コトニ付キマシテハ、二十六條ニ命
デ定メル地區トナツテ居リマス、從
テ此ノ地區ハ只今ノ所、市或ハ郡ヲマ
位ニ決メテ行キタイト思ツテ居リ
ス、六大城市ニ付キマシテハ區ヲマ
位トシテ參リマス、從ヒマシテ、例
バ區ヲ單位ト致シマシタ場合ニ付キ
シテハ、大體最高ノ倍數、最低ノ倍數
中庸ノ倍數、此ノ三段階ニ倍數ヲマ
メマシテ、サウシテ各其ノ倍數ハ區
所或ハ市町村役場ニ倍數ヲ公示致シ

○橋本辰二郎君 一般ノ財産ニ付テノ評價
評價ノ時期ハ三月二日カ三月二日ニナツア
居ルヤウデアリマスルガ、調査時期ト云
云フコトヲ書入レテアリマスガ、單リ
株式ノミニハ調査時期ト云フ文字ガアリ
リマセヌガ、是ハドウ云フ譯アリマ
スカ

○政府委員池田勇人君 財産ノ評價
ニ付キマシテハ三月三日現在ニ依ルノ
ガ原則デゴザイマス、唯其ノ後定メラ
マシタ所謂限界價格ト云フモノニ付キ
マシテハ、其ノ後ニ定メラレタ價格ヲ
三月三日ニ遡リタイ、斯ワ云フ例外ヲ
リマスノデ、企業再建整備法、其ノ他
色々今回出マシタ一聯ノ施策ニ依リマ
シテカラ後ノ株價ニ依ヅテ、三月三日ノ
トハ、實行上非常ニ不公平ナ場合ガアリ
リマスノデ、企業再建整備法、其ノ他
諸々評價シテ行キタイト考ヘテ居リマ
ルノデゴザイマスガ、ソレヨリ前ニ大
藏省ニ一ツ専門ノ方ナンカヲ御集リ願
ヒマシテ、ドウ云フ所謂評價ノ基準
行クカ、財產全體ニ付キマシテノ評價
ノ基準、殊ニ家屋ニ付キマシテドウカ
ノ風ニ考ヘ方で行クカト云フコトハ篤
ト考慮致シタイト考ヘテ居リマス、東
京都内デハ一坪四五千圓、斯ウ云フ呼
價モゴザイマス、又終戦前半年ニ於ケ
ル或區ノ賣買例ハ、一坪八百二十圓弱
均ニ相成ツテ居リマス、何レノ價格ニ
依ルカト云フコトハ相當考慮シナケ
バナラヌ重要ナ問題ダト思ツテ居リマ
スカ

ス而シテ三月三日ニハ幾處ノ直段デアツタ、併シ其ノ後非常ニ株ガ下
クテ居ル、而モ其ノ方ハ三月四日ナリ
五日ナリノ直段デ賣ツテ居ル、斯ウ云
フ風ナ場合ニ付キマシテ、實際苦酷ニ瓦ラ
ニ規定ヲ置キマシテ、實際苦酷ニ瓦ラ
ナイヤウナ措置ヲ講シタイト考ヘテ居
リマス

ノカ、斯ウ云フコトガ問題ニナリマス、而シテ今回ノ財産税ハ納稅者カラ自分ノ財產ヲ申告シテ戴キマシテ、サウシテ又其ノ申告ニ基イテ税率ヲ彈イテ納メテ戴ク、稅務署ハ當初納稅又ハ申告ニ關與シナ建前ヲ執ツテ居リマス、斯カル建前ヲ執リマシタ場合ニ、通常ノ生活ニ必要ナ家具、什器ト申シマスモノハナカノ実際問題トシテ申告ガシニカラウ、又申告ガ非常ニマチノニナル、申告納稅制度が毀レテ參リマスノデ此ノ規定ヲ置キマシテ、所謂中庸ト見ラレルモノニ付キマシテ、大體財產ニ對シア通常ノ生活ニ必要ナル家具、什器ヲドレダケ、通常ノ生活ニ必要ナ家具、什器ヲ超エル家具、什器ハドレダケ、斯ウ云フコトヲ調べマシテ、所謂十萬圓カラ五十萬圓ノ方ニ付キマシテハ、家具什器ヲ除イタ一般財產ノ價額ニ對シマシテ一定ノ率ヲ乗ジテ算出シタ金額が生活ニ通常必要ナル家具、什器ヲ超エルモノト致シマシテ、一應其ノ金額ヲ申告シテ戴ク、斯ウ云フ建前ヲ執ツタノデゴザイマス、從ヒマシテ其ノ二項ニゴザイマスヤウニ、所定ノ率ヲ乗ジテ算出シタ生活ニ通常必要ナル家具、什器ヲ超エルモノガ實際ノ價額ヨリ非常ニ少カツタ、即チ其ノ方ノ家具、什器ガ算出致シマシタ金額ニ對シマシテ、一萬圓以上ヲ超エルト云ノ場合ニハ、サウ云フ算出方法ニ依ラナイ、斯ウ云フ規定ヲ第二項ニ入レテアルノデゴザイマス、具體的ニ申シマスルト家其什器以外ノ財產ガ三十萬圓アツタ、此ノ方ハ通常ノ生活ニ必要ナ家具、什器ヲ超エルモノハ何程カト申シマスト、一萬五千圓ガ所謂餘分ノ家具、什器ダ、斯ウ云フ考ヘ方デアリマス、サ

○橋本辰二郎君 次ニ申告ニ付テ何ヒタク、此ノ申告ハ承リマスト一月ノ中旬頃ノヤウニ新聞ニ出テ居リマシタガ、サウ致シマスト、此ノ調査時期ノ三月三日トハ約十箇月バカリノ差ガアル、今日御承知ノ通り財界ノ運動ト云ノモノハ朝以テ夕方測ルコトハ出來ルヤウナ場合ガアリマス、況ヤ十箇月モ經過シテ居リマス間ニハ財產ノ移動ハ相當ニ行ハレタモノト見ナケレバナリマセス、時日ノ相當經過シタ後ニアニヤウナ場合ガアリマス、是モ矢張り於テハ實際實情ト達ツタコトガアルトト御考ヘデスカ

○政府委員(池田勇人君) 調査時期ト実際ノ徵稅ノ時ト相當時間ガ経過致シテ居リマスコトハ非常ニ遺憾ゴザイマスガ、是モ議會ノ遲レマシタ爲致シ方ノナイ點致ゴザイマス、唯私ハ實際問題ト致シマシテ、サウ移動ガ頻繁ニマスガ、是モ議會ノ遲レマシタ爲致シテ居リマスコトアリマスガ、其ノ利息ト云ノモノモ矢張リ同様ニ取扱ソテ宜イモノデアリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 納稅ノ爲ニ期限前ノ拂戻ノ請求モ出来マシ、又契約解除モ出来ルヤウニナツテ居リマス、サウシテサウ云ノ場合ニ利子ヲドウテ居リマスコトハ非常ニ遺憾ゴザイマスガ、是モ議會ノ遲レマシタ爲致シテ居リマスコトアリマスガ、其ノ利息ト云ノモノモ矢張リ同様ニ取扱ソテ宜イモノデアリマスカ

○橋本辰二郎君 第六章ノ「課稅價格」の更正及び決定ニ付テ御尋シタイト思ヒマス、是ハ申告者ノ申告ヲ不當ト認メタル場合ニ於テハ、政府ニ於テ調査シタル價格ニ更正スルト云ノコトデアリマスガ、他人ノ財產ヲ見積ルト云ハ、サウ云フ算出方法ニ依ラナイ、斯ウ云フ規定ヲ第二項ニ入レテアルノデゴザイマスガ、申告期限後一箇月ト云コトニナガ、申告ガ居リマスガ、政府ニ於テハ困難タト思ヒマスガ、政府ニ於テハサウ云フ憂ヘハナイト云フ御見込デアリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 只今申上げイ收稅吏ガ果シテサウ云ノモノヲ的確

用スルコトハ可能アリマスカ
○政府委員(池田勇人君) 物納ハ原則
ト致シマシテ、三月三日ノ財産ヲ物納
スルト、斯ワ云フ建設ヲ執ツテ居リマ
ス、從ヒマシテ三月三日以後新タニ取
得致シマシタ公債ハ、物納ニ充て得ラ
レナイト云フコトヲ考ヘテ居リマス、
唯又此ノ場合ハ此ノ三月三日ノモノガ
之ニ代ツタノデゴザイマスルカラ、此
ノ國債ニ付キマシテハ物納ヲ認メテモ
差支ナインデハナイカト考ヘテ居リ
マス

ハ今日ノ社會狀勢上、政府自ライカガ
ハシイ行動ヲ獎勵スルト云フヤウナ嫌
ヒガ十分アルノデアリマスガ、此ノコ
トニ付キマシテ、政府ハ餘程御考ニナ
ツタノデアリマセウカ、嘗テ昭和七年
カ八年頃デアリマシタ、ゴロツキト言
ヒマスルカ、脅迫者ト云フヤウナモノ
ヲ檢舉スルト云フコトガ行ハレマシ
テ、各警察デ密告、投書ヲ非常ニ歡迎
シタコトガアリマス、處ガ其ノ投書ヲ
スル者ハ、嘗テ自分ガ不義理ナコトヲ
シテソレヲ責メラレタノヲ逆恨ミヲ
シ、若シクハ無心ヲ言フチ断ハラレタ
者ヲ意地ニ持ツト云フコトデ、善良ナ
ル人ヲ陥レムガ爲ニ投書ヲシタ者ガ多
イノデアリマス、併シ今度ノ何ハ記名
ヲシテアリマスノデ、誣告ノ場合ニ於
テハ相當ノ制裁ガアリマスルノデ、其
ノ點ハ防ギ得ラレルカト思ヒマスルケ
レドモ、此ノ際斯ウ云フ規定ヲ置キマ
スルコトハ、實ニ歎ハシイコトト思ヒ
マスルガ、ドウ云フ御考デアリマセウ
カ、是ハ大臣ヨリ一ツ御答辯ヲ御願ヒ
致シタイト思ヒマス

○ 権本辰二郎君 第七十條ニ收稅官吏ノ検査ノ條項ガアリマスルガ、收稅官吏ノ検査ニ付キマシテハ、弱イ營業者ニ對シテハ隨分亂暴ナコトヲシタカノヤウニ聞イテ居リマスノデスガ、殊ニ財產稅ニ對シマスル罰則ト云フモノハ非常ニ重ノイノデ、動モスレバ此ノ罰則モ斯クノ如キモノガアルト云フコトデ、善良ナル所ノ納稅者ヲ恐嚇スルヤウナコトガ往々アルト思ヒマスガ、是等ノ問題ニ付キマシテ、其ノ憂ノナイヤウニ十分ナル一ツ御準備ガアルノデアリマセウカ

○ 政府委員(池田勇人君) 財產稅ノ調查ニ當リマシテハ、本稅ガ非常ニ高税率デゴザイマシテ、又色々々點ガアリマスノデ、相當キツイ罰則ニナツテ居リマス、唯實際調査ニ當リマス者ニ付ギマシテハ、斯ウ云フ權限ガ與ヘラレマシテモ、行基過ギニ瓦ラナイヤウニ、十分我々方ニ監督シテ行キタイト考ヘテ居リマス

○ 橋本辰二郎君 第七十二條ト七十三條ノ御説明ヲ願ヒマス

○ 政府委員(池田勇人君) 第七十二條ハ財產稅納稅義務者ノ納稅地ヲ規定致シタノデアリマス、財產稅は、納稅義務者の住所地、この法律の施行地に申告して、居所地を納稅地とすることができる。この法律の施行地に住所及び

所居のない納稅義務者は、命令の定めるところにより、納稅地を定めて政府に申告しなければならない。その申告のないときは、政府が、その納稅地を指定する。」此ノ書イテアル通リデアリマス、第七十三條ハ、納稅義務者ガ納稅地ニ現住シテ居ナイ時ハ納稅管理人ヲ置カナケレバナラナイ、斯ウ云フ規定デゴザイマス。

○橋本辰二郎君 先ニ御説明ニナリマシタ第三十六條ニ付キマシテハ、ドウモハツキリセスト云フ説ガ大分アリマスガ、之ヲモウ一度繰返シテ詳シケン御説明ヲ願ヒタイ

○政府委員(池田勇人君) 説明ガ下手ナノデ誠ニ恐縮デゴザイマスルガ、三十六條ヲ設ケマシタ趣旨ハ、先程申上ゲマシタヤウニ、家庭用動産ノ中ニハ本當ニ生活ニ必要ナ家具什器ト、又通常ノ生活ニ必要ナ部分ヲ超エル家具什器ガアルノデゴザイマス、而シテ通常要ナル家具什器ヲ超エル分ト云フノハドウ云フ風ナ基準デ見ルカト云フト、納稅者ガ申告ナサル時ニ非常ニ御困リカト考ヘマスノデ、實際問題ト致シマシテ全國的ニ財務局ニ調査致シマシタ、所謂勤勞ニ依ツテ生活シテ居ラレル人ノ家具什器ハ全體ガドレ位デ、必
要以上ノ分ガドレダケ、又農家ノ人ハドウ、或ハ營業者ノ場合ハドウ、所謂生産所得者ノ場合ハドウト、斯ニ云フ風ニ全國各稅務署デ申請トナルサウ云フ種類ノ職業別ニ、十萬圓カラ五十萬圓ノ方ニ付キ、或ハ營業者ノ場合ハドウ、所謂生産所得者ノ場合ハドウト、斯ニ云フ風ニ

ナモノトハ大體著物ハ何枚、算符ハ何箇ト、斯ウ云フ風ニズット標準ヲ作リマシテヤツチ見マスト云フト、大體タ分ヲ二萬五千圓位御持チノヤウデアリマス、三十萬圓ノ方ハ、先程申上ゲマシタヤウニ、一萬五千圓位ガ必要以上ノモノト推定出来ルノデエザイマス、從ツテ率ハ家庭用ノ財産ヲ除キマシタ一般財産ニ付キマシテ、大體五十萬圓モ一般財産ノアル方ハ、生活ニ通常必要ナ家具什器以外ノモノガ五十ミス、從ツテ通常ノ場合ナラバ、四十萬圓モ一般財産ノアル方ハ、生活ニ「パーセント」餘リニ相成ツテ居ルノデアセント」ノ二萬圓アルトシテ中告ヲシテ戴ケバ宜イ、唯其ノ方ガ實際ニ骨董品ナドノ澤山御持チニナツカナケレバナラスト云ノガ第二項ナノデゴザイマス、從ツテ斯ウ云フ制度ハ五十萬圓ヲ超エル方ニ付キマシテハ、此ノ規定ハ置イテ居リマセス、今回ノ納稅者ハ大體五十一萬二千人位ヲ同致シテ居リマス、五十萬圓ヲ超エル方ハ、其ノ中三萬七千人位デゴザイマス、三萬七千人ノ方ニ付キマシテハ、家庭用動產ニ付キマシテ十分調査シテ行キタイ、併シ五十萬圓以下ノ方ノ四萬七千何ボト云フ方ハ、原則トシテ第三十六條ノ規定ニ依ツテ申告ヲシテ戴ク、唯特殊ノ場合ニ多額ノ斯ウ云フ標準以上ノ家具什器ヲ御持チノ方ニ付キマシテハ、是ハ又今ノ二項ノ規定ニ依リマシテ、別ニ申告ヲシテ戴ク、斯ウ云フ考ヘ方デ此ノ規定ヲ置イタ次第デゴザイマス

シタガ、併シナガラ日華戰爭前に百圓ノ箇節ハ、今日ハ三千圓モスルト云フノデスカラ、買入レタ時ノ價格デ評價ヲスルカ、今日ノ時價ヲ以テ評價スルカニ依ツテソレハ非常ニ差ガ生ズルガ、ソレハドウ云フ方法デヤリマスカ、是デ終リマス

○政府委員(池田勇人君) 家庭用動産ニ付キマシナハ、大體今ノ公定價格ニ依ツテ行キタイト思ヒマス、而シテ其ノ古物デアリマス場合ニハ、嚴密ニ申シマスト、所謂耐用年數ニ依リマシテ評價減ヲ認メルコトニ致シテ居リマス

○橋本辰二郎君 私ハ長時間發言ヲ御許シ戴イタノデアリマシテ、有難ワゴザイマシタ、是デ終リマス

○委員長(三土忠造君) 大河内君

○子爵大河内輝耕君 ソレデハ私大誠大臣ニ對スル質問ヲ始メマス、大概私ノ質問ナラ政府委員デ間ニ合フダラウト思ヒマス、私ノ伺ヒタイノハ、最初ノハ、財源税ハ斯ウ云フ風ニシテ御收取ニナルノハ仕方アリマセヌケレドモ、戰爭ニ依ツテ儲ヶタ者カラ臨時利得税、戰爭デ儲ヶタト云フノハ土臺間違ツテ居ルノデアリマスカラ、斯ウ云フモノヲ先ニ取ツシマツテ、尙ホ足りナイ所ハ外ノ稅ヲ以テヤツタラ宜イト思ヒマス、先ヅ之ヲ一番先ニ取ラレルト云フコトガ宜クハナイカト思フノデスガ、政府委員デ結構デス

○政府委員(池田勇人君) 當初ハ法人戰時利得稅或ハ個人財產增加稅等ヲ考ヘマシテ、戰爭利得ヲ徹底的ニ排除スルト云フ建前デヤツテ居リマシタガ、併シト云ノ後ニ於キマシテ軍需補償ヲ徹底的

ニ打切ルトスウ云ソコトニナツテ參リ
マスト、軍需補償ノ打切ト今回ノ財產
稅デ、所謂戰爭利得者ハ概ネ元ノ木阿
彌ニナルトスシ考ヘテ居ル次第デゴザ
キデヤナイカト云フ御話デゴザイマス
ガ、實際問題ト致シマシテ、今ノヤウナ
經濟界ノ狀況デハ、所謂始期財產ト終
期財產ノ調査ガ困難デアリマス、戰時
補償特別稅ノナイ場合、又第一封鎖、
第二封鎖ノ區別ノナイトナラ財產稅ノ
增加等モ考ヘラレマスガ、今回此ニ最
近ノ色々ノ措置ニ依リマシテ、終期財
產ノ算定ガ困難デアザイマスノデ、事
實上財產稅ノ增加ハ出來マセス、從ツ
テ戰時補償特別稅ト此ノ財產稅トデ、事
戰爭利得ハ殆ド排除出來ルト云フ考ノ
下ニ、財產增加稅ヲ收取ヌタノデアザ
イマス

ル、別ニナツテ居ルノガ異例ダト云
場合ニ付キマシテハ、三月三日現在ニ
於テ別店サレテ居ツテモ一緒ニマル、
斯ウ云フ風ニ實際問題ニ即シテ考ヘテ
行キタイト思ヒマス
○子爵大河内輝耕君 能ク分リマシタ
ソレカラ納付ノ順序ハ先程現金カラ公
債ニナツテ、社債ニナツテ、株式ニナ
ツテ、不動産ニナルト斯ウ云フ風ニ差
知シタノデアリマスガドウ云フ譯デ
ウ云ノ風ニ順序ヲ付ケタノニアリマス
カ
○政府委員(池田勇人君) 先づ早ク換
算シ得ルモノカラ選ンダトスウ云ノ譯
デゴザイマス、ソレデ株式ト不動産ト
ドツチヲ先キニ取ルカト云フ問題ガア
ルノデアリマスガ、株式ニ付キマシテハ
ハ、市場性ノアル株式トナイ株式トガ
アリマシテ、市場性ノアルモノナラバ
バ、不動産ヨリモ株式ヲ先ニ致シマス
ガ、市場性ノナイモノハ、不動産ノ方
ヲ先ニ致シタイト考ヘテ居リマス
○子爵大河内輝耕君 ソレデ現金ハ、
是ハ命令ニアルカモ知レマセヌガ、一
文無シニ取ラレテシマツタラ大變ナ
トニナリマス、幾ラカ御残シニマ
ルト思ヒマスガ、ソレハドウ云フ
風ニシテ
○政府委員(池田勇人君) 先程モ御答
へ致シタノデアリマスガ、根コソギモ
金ヲ出シテ戴クト、サウ云フ考ハ持ツ
テ居リマセヌ
○子爵大河内輝耕君 ソレヲ伺ツテ居
ルノデヤナイ、幾ラ御残シニナルカト
云フコトヲ伺ツテ居ルノデス
○政府委員(池田勇人君) ソレハ個々
ノ問題デゴザイマシテ、其ノ方ハドレ
ダケ現金ヲ持ツテ居ルカ、又他ノ財産
ハドレダケデアルカ、サウシテ税額ノ

ドレダケニナルカ、斯^シ云ノコトヲ
部考ヘテ見テ、ソコデ決メルベキ問題
デアリマス、例ヘバ現金ノ八割迄出
テ貰ノト云フコトデアリマシテモ、其
ノ方ガ一萬圓シカ持ツテ居ラヌノニニ
千圓取ルト云フコトハ、是ハ酷デアリマ
ス、併シ最近物ヲ賣ラレマシナ、其
圓デ三十萬圓モ五十萬圓セ持ツテ居
レルヤウナ方ニハ、八割位現金デ納
テ戴イテモ結構ダト想ヒマス、詰リマ
ス、併シ個々ノ場合迄考ヘテ決メサケレバ
ラスト思ヒマス

○子爵大河内輝辯君 ソレヂヤ二萬
ナラ二萬圓ト切ツタラ如何デアリマ
カ、何カ具體的ナ標準ガナケレバ是
分ラナイ

○政府委員(池田勇人君) 實際問題
シテ、第一封鎖預金ヲ二萬圓迄持
テ、ソレ以上ヲ稅ニ御充テ下サイト
上ゲルコトハ、是ハナカノムヅカ
イノデハナイカト想ツテ居リマス
○子爵大河内輝辯君 モウ少ンハツ
リ伺ヒタノデスガ、私ガ態ミ斯ン
質問ヲ出シタノハ、商賣フヤツチ運
資金ノ必要ナ人ニハ、サウ云ノヤウ
多少例外ヲ認メナケレバナラス、現
收入ノアル方ハ宜シウゴザイマスケ
ドセ、是ナゾハドウスルコトを出來
イ、明日カラ困ツテシマソ、此ノ所
モウ少シ具體的ニ伺ヒマセヌトハツ
リ致シマセヌ一體ドウ云ノ風ニヤ
御積リナンデスカ

○政府委員(池田勇人君) 色々ノ場
ガアリマスノデ、チヨツト御答ヘ出
ナイト思ソノデアリマス、實際營業
デアルトカ、或ハ農業者デアルトカ、
第一封鎖預金ヲドレダケ持ツテ居
カ、現金ヲドレダケ持ツテ居ルカ、

○子爵大河内輝耕君　是ハドウモ何デ
スナ、最低限度位ヲ決メテ萬レナイト
實際困ツタ問題ニナル、ドウ云フ風ニ
御決メニナルノダカ、是ハ勝手ニヤル
ト云ノコトニナツタナラバ非常ナ社會
不安ヲ起シテ來ル、ソユデ此ノ位ノ金
ハ殘シテヤルト云フ位ナコトハ明言サ
レテ然ルベキダト思ソ、ドウ云フ譯デ
サウ云ノコトガ言ヘナインデスカ、經
濟安定ダト言フガ、チツトモ經濟安定
ニハナラヌ

○政府委員(池田勇人君)　第一封鎖預
金ヲ一萬五千圓持ツテ居ラレル方ガア
リマシテ、之ニ對シテ二百圓ノ財產稅
ヲ課稅サレテ居ル場合ガアルト致シ
マス、サウシタ時ニ、私ハドウシテモ
一萬五千圓残シテ置クノダト言ツテ、
三百圓納メル場合ニ、物納ヲスルト云
フコトガアツテモ非常ニ變ナコトニナ
リマス、從ツテ稅額ハ其ノ人人資產狀
態ヲ見テ決メルベキデアリマス、ソレ
デ此ノ一萬五千圓ト云ノハ金融緊急
措置令ノ標準デアリマセウガ、此ノ一
萬五千圓ヲ確保スルト云ノ場合ニ、二
百圓ノ稅金ヲ納メルノニ、土地ヲ賣ラ
ナケレバナラスト云フ場面モ起リマス
カラ、個々ノ場合々々ニ依ツテ適當ニ
處置シナケレバナラズ問題デ、一萬圓
トカ一萬五千圓トカ云ノ風ニ今カラ決
メテ参リマスト、却テ拔差ナラナイト
斯ウ考ヘテ居リマス

○子爵大河内輝耕君　其ノ拔差ナラナ
イコトヲ私ハ希望シテ居ルノデアリマ

ス、是以上ハモウ意見ノ相違ニナリマスカラ、大變困ツタコトダト云フコトダケ申上ゲテ置キマス、一應大臣ニ常ナ不安ヲ與ヘルト云フコトヲ御認ニナルダラウト想ヒマスガ、モウ少シ具體的ナ方法ヲ明示スルヨトハ出來ナイモノデアリマスカ、又其ノ必要ヲ御認ニラナナイデセウカ

○國務大臣(石橋湛山君) 是ハ税務官吏ト言ヒマスカ、當局ヲ御借用ニナラヌカラデアリマス、昔酷ノコトヲシヤシナイカ、今ノ主税局長ノ御答ハ、其ノ場ニ當ツテ、今度ノモノハ申税アルカラ、サウ云フコトモウマク行カヌダラウト言ハレ、バソレ迄ノコトデアリマスガ、税務署ガ御相談役ニナツベタヒドイ負擔ヲ掛ケズニ、又迷惑ヲ掛ケヤウニ取立テル、政府ノ方デモノサウ云フ場合ニ個々方々ニ成ル

○子爵大河内輝耕君 サウ致シマスト、ドノ位ニナリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 不動産八百四十億圓トナリマス

○子爵大河内輝耕君 更ニ伺ヒマスガ、サウスルト、此ノ特別會計ニ於ケル證券ノ發行額ハ最高幾ラ位ニナルノデアリマスカ

○政府委員(池田勇人君) 財産税等ノ特別會計カラ今年度一般會計ノ財源ニ充テ、居リマスノガ三百十億圓デアリマス、而シテ財産税ノ收入ニ於キマシテ、先程申上ゲマシタウニ九十二億圓ノ現金或ハ第一封鎖預金ノ納入ガアリマスガ、延納ノ點モ考ヘナケレバナリマセヌノデ、八十二億圓バカリ今年度ノ收入ヲ見込ンデ居リマス、サウシマスト、三百十億圓カラ八十二億圓ヲ引キマスト、二百二十八億圓ト云フノガ大藏省證券チ出ルノデハナイカ、斯

○子爵大河内輝耕君 ソレデ能ク分リシタイト考ヘマスカ、ノ位ニシテ置キマセウ、次ニ是ハ政局長モ申シタヤウニ、困ル場合モ生ズルダラウト思ヒマスカラ、其ノ點ハ能クツ研究シテ、無理ノナイヤウニ致

○子爵大河内輝耕君 ソレデハソレハシタヤウト御見合ハ、先程橋本君モ斯ンナモノダラウト仰シヤムシタガ、一體ドノ位ニシテ置キマセウ、次ニ是ハ政局長モ申シタヤウニ、困ル場合モ生ズルダラウト思ヒマスカラ、物納ト金納トノ割合ハ、先程橋本君モ斯ンナモノダラウト仰シヤムシタガ、一體ドノ位ニシテ置キマセウ、次ニ是ハ政局長モ申シタヤウニ、困ル場合モ生ズルダラウト思ヒマスカラ、物納ト金納トノ割合ハ、先程橋本君モ斯ンナモノダラウト仰シヤムシタガ、一體ドノ位ニシテ置キマセウ、次ニ是ハ政局長モ申シタヤウニ、困ル場合モ生ズルダラウト思ヒマスカラ、物納ト金納トノ割合ハ、先程橋本君モ斯ンナモノダラウト仰シヤムシタガ、一體ドノ位ニシテ置キマセウ、次ニ是ハ政局長モ申シタヤウニ、困ル場合モ生ズルダラウト思ヒマスカラ、物納ト金納トノ割合ハ、先程橋本君モスナコトヲ言ツテ外ニ重要ナ點デ、斯ンナコトヲ言ツテ置イタ方ガ宜カラワト云フヤウナコト

○子爵大河内輝耕君 サウシマスト、ニ二十六條ハ不動産、或ハ借地權ニ關スル評價デゴザイマシテ、先程御說明申ガ一番重要ナノナデゴザイマス、二十七條ニ付キマシテハ、貨貸價格ノ倍數ト申シマシテモ、無租地ニハ貨貸價格ノ倍數ハゴザイマセヌ、又減租年期地及

○子爵大河内輝耕君 サウ云フ場合ニハ倍數ヲ付キマシテハ、先程御申上ゲマシタ此ノ二十五條、二十六條並

○子爵大河内輝耕君 サウ云フ場合ハドツチデ御ヤリニナリマスカ、金額ガ一萬圓トシテモ、今ノ六掛ノ奴

モハ事實、例へば彼處ノ家デ一萬圓ノモノガ穩シテアルト云フ其ノ事實ガハツキリ決シテ、ソレカラ後ニ御ヤリニナルノデゴザイマセウナ、マダドツチカ譯ノ分ラナイノヲヤルト云ノコトハ生ジ得ナイモノト思ヒマスガ
○政府委員(池田勇人君) 其ノ通リデゴザイマス、申告ガナカツタトカ、或ハ申告カラ脱漏サレタト、サウ云ノ事實ヲ通報シマシテ、税務署ガ其ノ通報ニ基ギテ調査シタ所ガ、果シテ脱漏シテ居ツタト云フ場合ニヨミヤリ得ル規定デゴザイマス

○子爵大河内輝耕君 此ノ次ノ問題ハ、非常ニ重要ナ「デリケート」ナ問題デアリマス、若シ私ノ申スコトガ惡ケレバドウゾ速記カラ御取除ケヨ願ヒマス、政府委員モ、申上ゲル迄モナク大臣ニシテモ、ドウゾサウ云フ場合ニハ御遠慮ナク速記デモ何ンデモ御止メ下サイ、私ノ伺ハウツル所ハ皇室モノカ、ソレノ皇室財産ニ及ス影響如何、詰リ今幾ラ位ニ御覽ニナツテドノシテハ財産稅ガ課カルト思ヒマス、先づ第一ニ伺ヒタインハ、ドノ位課カルモノカ、ソレノ皇室財産ニ對シテハ財產ト云アモノハ皇室ノ御財政ニハ大變ナ響キガ來マス、之ニ對シテハ國民トシテハ默視スルコトハ出來ナイ、是ハ先日憲法ノ本會議デモ申上ゲマシタ通財産ト云アモノハ皇室ノ御財政ニハ大變ナ響キガ來マス、之ニ對シテハ國民トシテハ默視スルコトハ出來ナイ、是ハ國民トシテ歟納スル途ハゴザイマスガ、先づ以テ政府デ以テ一ツ相當ナ善

後策御立チニナラナケレバナルマイ
ト思ヒマス、ソレカラサウ云フヤウナ
コトニナリマスト、今ノ皇室ノ御財産
中國有ニ歸スベキモノモ大分ゴザイマ
セウ、ドウ云ソモノガ國有ニ歸シマス
カ、ドウ云ソモノガ民有ニ歸シマス
カ、ソレヲ伺ヒタキ、ソレデソレニ付
キマシテハ、茲ニ特別ニ問題ヲ出シテ置
キマスガ、博物館ト正倉院ト現有者
ト此ノ三者、此ノ三者ニ付テハドウ云
フ御扱ヒニナリマスカ、或ハ特別ニ御
下賜金デモアツテ財團法入トシテデモ
御保存セラレルヤウナ方法ニナリマセ
ウカ、ソレトモドンナ風ニナリマセウ
カ、是ハ私甚ダ無遠慮ナ質問デ伺フゾ
トガ或ハ悪イカモ知レマセヌデスガ、
併シマア伺フダケハ伺フ方ガ宜カラウ
ト考ヘマスノデ、想ヒ付イタコトヲ無
遠慮ニ競ベマシタ、大臣カラテモ政府
委員カラデモ宜シユゴザイマスガ、御差
支ナイ限りニ於テ御答フ願ヒタイト思
ヒマス

内外ノ情勢上宜シテトスウ云ノコトデ
課ケル、是ハ今ノ法律ヲ以テ課ケル譯
ニ行キマセズガ、皇室令ノ改正ニ依ツ
テ同ジ效果ヲ齎ムト云ノコトヲ決メタ
譯デアリマス、ソコデドレ程ノモノガ
課カルカト云フコトハ實ハハツキリ致
サナインデアリマスガ、相當多額ノモ
ノガ財産税ニナルト考ヘナケレバナリ
マセヌ、ソレカラ博物館、正倉院、ソ
レカラ學習院ノ問題、是ハ只今研究中
デアリマシテ、博物館トソレカラ正倉
院ノ美術ニ關スルモノハ何等か特別ノ
措置ヲ致シタイト云ノノデ、ソレガド
ウ云ノ風ナコトニナリマスカト云フコ
トハ今總理大臣ヲ中心ニシマシテ、色
色案ヲ立テツ、アル次第デアリマス、
適當ニ處理シテ、十分分博物館或ハ正倉
院等ヲ保存スルト同時ニ、アスコノ皇
室ノ何カノ、今ノ例ヘバ名前ノ上ニ於
テ皇室ノ帝室博物館ト云フヤウナ名前
ハ何處迄モ殘シタラドウカ、ト云ノヤ
ウナ線ニ沿フテ只今ヤツテ居リマス、
學習院ノ問題も同様ニ是ハ文部當局等
デ研究シテ居ルノデアリマス

○板谷順助君　私ハ金融機關整備法案ニ付キマシテ午前中躋國務大臣、政府委員ニ伺ヒマシタケレドモ、要領ヲ得マセヌノデ實ハ保留シテ居ツタ譯アリマス。リマスルガ、要スルニ金融業者ノ整理案ニ付キマシテ大臣既ニ御承知デモアリマセウガ、先づ第一ニ積立金ヲ取ル、其ノ次ニハ株主ノ九割ヲ取ル、ソレデ足リナイ場合ニ於テハ法人ノ預金ノ五百萬圓以上ノ者ノ七割ヲ取ル、又ノ者ノ三割ヲ取ル、其ノ次ニハ法人ノ取ラレタ預金ノ殘額ノ全部ヲ取ル、更ニ又株式ノ一割残ツテ居ル。ナツタノデアリマス、更ニ足リナイ場合ニ於テハ整理債務ノ債權者カラブル、所ガ此ノ指定債務ノ債權者ト云ふ個人ノ第二封鎖預金ト云ノコトが明カナルト云ノコトハ、先づ第一ニ日本銀行及ト云ノコトハ、次ニ第三ニ日本中央銀行及三百五十億、其ノ他資金統合銀行及び農林中央金庫ノ所謂新勘定ニ移サレリマスガ、要スルニ指定債務ノ債權者カ、極メテ曖昧ナ御答辯デアツタノデアリマスカ、然ラバ、指スノデアリマスカ。○國務大臣(石橋湛山君)　新勘定ニ移サレルモノハ入りマセヌ○板谷順助君　然ラバ、指定期債務ノ債權者ト云ノモノハ次ノモノデアリマスカ、ドウモノヲ指スノデアリマスカ。○國務大臣(石橋湛山君)　舊勘定ノ定債務ト云ノモノハ次ノモノデアリマスカ、新金融機關ニ對スル債務、是ハ新

シク作ラレタ、詰リ舊勘定カラ新金融機關ニ對シテノ債務、公租公課、租稅ノ徵收ニ依リ政府ノ取得シタル預金等ニ關スル債務、是ハ例ノ財產稅ノコトデアリマス……但シ財產稅ノ徵收ニ依ルモノヲ除クト書イテアリマス、ソレカラ戰時補償特別稅ニ關シ他ノ金融機關ヨリノ求償ニ應シテ履行ヲ爲ベキ債務、ソレカラ管理保全ノ費用、最終處理ノ費用、一定金額以下ノ退職金等臨時的給與ノ債務、ソレダケデアリマス

○板谷順助君 其ノ金額ハ大凡ドノ位ニ見テ居ラレマスカ

○國務大臣(石橋湛山君) 是ハ成ル程段々金融機關ガ整理サレルニ從ヒマシテ出テ來ルモノガ多イノデアリマシテ、今ノ所デハ是ハ幾ラニナルト云フコトハ分リマセヌガ、結局大シタ金額ニハナラナイ、斯ウ云ノ見込デアリマス

○板谷順助君 サウデセレ、恐ラクハ私ハ此ノ指定債務ノ債權者ト云フモノハソンナニ小サイモノデナク、私ハ大キイモノト想像シテ居ルノデアリマス、處テ御承知ノ通り戰時中ニ日本銀行ガ政府ノ命令ニ依ツテ各一般金融業者ニ金融ヲシタ、又一般金融業者ヲ私ハ救濟スル意味デ言ノノデハアリマセヌガ……、從ツ日本銀行ノ信用ヲ維持スルヨトニ御苦心ニナツテ居ルノモ當然デアリマスガ、併シナガラ此ノ順序ヲ見マスト、先づ第一ニ考ヘナケレバナラヌコトハ法人ノ預金ハ此ノ順序ニ依ツテ殆ド全部株主ノ九割位ハ取ラレナケレバナラナイ、又個人ノ封鎖預金ト云フモノモ銀行、所謂金融業者ノ整理ガ著カナイ場合ニ於テハ取ラ

ル、從ツテ日本銀行ハ固ヨリ信用ヲ維持スル上ニ於テ必要デアリマセウケレドモ、併シナガラ此ノ三百五十億ノ貨金ト云フモノハ當然私ハ此ノ金融機關ノ企業再建整備法案ニ織込ムベキ筋合ノモノト思フノデアリマス、然ラザレバ所謂小ノ蟲ヲ殺シテ大ノ蟲ヲ助ケルト云フヤウナ結果ニナルノデ、勿論銀行ニ於キヤシテモ或ハ相當ノ大株主モアリマセウガ、細カイ株主モ相當アルト見ナケレバナラヌ、又會社モ、所謂法人ニ於ケル所ノ株主モ同様デアリマス、從ツテ政府ノ屢々口ニサレル所ノ、細カイ者ハ出來ルルダケ助ケルト云フヤウナ意味ニ於テ、或ハ一萬五千圓ハ第一封鎖ニ分ケルトカ、戰災者ニ對シテハ五萬圓迄ハ支拂フト云フコトヲ言ツテ居ルニモ拘ラズ、政府ノ機關トシテ強制的ニ軍需會社ノ貸付ヲサシテ置イチ之ヲ後廻シニスル、恐ラクハシテハ五萬圓迄ハ支拂フト云フコトヲ今御説明ニ依リマスト指定債務ト云フモノノ金額ハ極メテ僅カデアル、私ハ唯ホンノ形式的ニ此所ニ御立ベニナツタノデハナイカト思フカラシテ、今御話スル通りニ國家ガ命令ニ依ツテ貸出シタ所ノ此ノ三百五十億ノ金ト云フモノハ當然此ノ金融機關ノ、企業再建整備法ニ織込ンデ整備スベキモノデアル、又一般ノ預金者、或ハ又株主ニ先立ツテ之ヲ適當ニ優先的ニ計上スベキデアルト私ハ考ヘルノデアリマスガ、御意見ハ如何デスカ

トニナリマス、處デ日本銀行ニ損害ヲ被レト云フコトト同ジデアリマス、
デアリマスカラ其ノ理由カラ日本銀行ニハ一應損害ヲ被セルコトガ出來ナシト云
コトニナリマスガ、結局國家ガ損害ヲ被ルヤウニ三百五十億ノ貸金ト云フモ
今日ニナツナ見レバ殆ド溝ヘ捨テタト云
同様デアリマス、デアルカラシ先づ
第一ニ一般ノ預金者、今申上ゲマフ
○板谷順助君 私ハ日本銀行其ノモニ
ヲ此ノ金融機關ノ整備法案ノ中ニ捲入
ルトス様ニ考ヘテ居ル次第アリマス
ヤウニ三百五十億ノ貸金ト云フモ
第二封鎖金モ此ノ犠牲ニ供スルト云フ

案ニナツテ居ルノデアリマス、デアルル
カラ鬼ニ角例ヘバ三百五十億ノ全部
日本銀行ガ負擔セムト致シマシテモ或
程度迄相當犠牲ヲ拂ツテ共ニ苦シミヲ
分ツ、斯ウ云フ態度ニ出ルベキが穩當
デヤナイカ、殊ニ今御話ノ國家ニ損害
ヲ及スト云フコトガアリマシタガ、國
家ガ國民ニ對シテ非常ナ迷惑ヲ掛チ
テ、國民ハソレ以上ニ苦シシニ居ルノ如キ
ノハドウナツテ居ルカ分リマセヌガ、
デアリマス、デアリマスカラ今アナタ
ノ御話ハ、所謂國家ハ成ルベク損ラシ
タクナイ、或ハ農林中央金庫ノ如キ
ノハドウナツテ居ルカ分リマセヌガ、
國家ハ成ルベク損ラシナイデ、國民ニ
第一ニ迷惑ヲ掛ケル、斯様ナ御考デナ
イカト思フ、是デハ世間ガ通リマセヌ
ス、鬼ニ角日本銀行ノ信用ヲ維持スル
上ニ於ギマシテモ三百五十億ノ金ト云
フモノハ今御話スルヤツニ殆ド溝ヘ捨
テタト同様、之ガ爲ニ各一般ノ普通銀
行ガ再び起ソコトガ出來ナイヤウナ狀
態ニナツタナラバ一般ノ預金者が迷惑
スルト云フコトハ當然デアル、其ノ點
モ一ツ御考慮ニナツテ戴キタイ、私ニ
今御話スルヤウニ政府本位、國家本位
國家ハ成ルベク損シタクナイ、一般ノ
國民ガ迷惑ヲシテモ已ム得ヌ、斯ウ
云フ御處置ヲ御執リニナルノハ不穩當
デヤナイカト考ヘルノデアリマス、モ
ウ一遍御答辯ヲ願ヒマス

アルガ、戰時補償ヲ打切ルト云フコト
ガ個々ノ國民ニ損害ヲ負担シテ貰ツテ
サウシテ全體ノ租税デ賄フ方ノ國家ノ
負擔ト云フモノヲ輕減スルト云フ建前
デ出来テ居ル、其ノ建前カラ申シマス
トドウシテモ日本銀行ニハサウ云フ多
額ノ損害ハ掛ケラレナイ、何故カト云
フト日本銀行ニ損害ヲ掛ケルト日本銀
行ガ背負フコトニナル、背負ヒ切レ
バ宜イガ、日本銀行ガ背負フト云フコトニ
ハ言ヒ換レバ國家ガ背負フ、租税ガ背
負フト云フコトニナリマス、サウナリ
マスレバ尤ヘ戻ツテスツバリ補償ヲ拂
ツデシマヘバ宜イト云フコトニナリマ
スノデ、是ニハ利害上ノ色々ノ談論ガ
起ル譯デアリマスガ、此ノ法案ノ建前
ハ左様ニナツテ居ルノデアリマス、其
ノ建前カラ申シマストドウシテモ日本
銀行ヘハ尻尾ハ持ツテ行ケナイ、斯
云フコトニナリマス
○被谷順助君 アナタガサウ仰シヤル
ノハ日本銀行ガ其ノ外ニマダ澤山ノ貸
出ガアツテ此ノ整理ガ付カスト云フヤ
ウナ意味ニ於ケ、日本銀行ニサウ餘計
ナ迷惑ヲ掛ケテハイカスト云フヤウナ
御考デヤナイカト私ハ曩ニ御可葉ニ依
ツテ想像スルノデアリマス、然フバ國
家方大切デアルト云フナラバ、是ハ餘
計ナコトデアリマスケレドモ、二十二
年度ノ一般會計ノ如キモ聯合軍ノ費用
ハ已ムヲ得マセスケレドモ、ア、云フ
國家ノ財政ニ合ハシテ厖大ナ豫算ヲ立
テ、國民ニ非常ニ負擔ヲ掛ケル、ソレ
等ノ點ヲ考ヘテ見マシタナラバ、今日
今國民ガ補償ハ打切ラレ、財產稅ハ取
ラバ日本ノ再建ナドハ思ヒモ依ラス、
サウ考ヘルノデアリマス、モウ是以上

ハ議論ニナリマスカラ申上ゲマセヌ
ガ、恐ラクハ國民ノ多數モ私ハ承服シ
ナイト思フ、是ダケ申上ゲテ置キマス
○委員長(三土忠造君) 小山完吾君、
關聯質問ガアルサウデスガ
○小山完吾君 只今板谷君ノ御質問ニ
ナツタコトデ大體ハハツキリ致ンマシ
テ、私ハ此ノ上結論ヲ動カス爲ニ申上
併シドウ云フ譯ニ日本銀行ダケガ左様
ナ優遇ヲ受ケナクチヤナラヌカト云フ
一應ノ理由ダケハ私モ得心致シタイト
思フ、私ハ細カニコトヲ申上ゲマセ
ヌ、極ク端的ニ申上ゲテ見タイ、一體
日本ノ銀行ハ戰時補償ヲ打切ラレテ損
ヲシタ、其ノ總額ハドノ位ニナルカ、
恐ラク八百億ニナルカ、九百億ニナル
カ、私ハ存ジマセヌガ、其ノ位ニナル
ダラウト思フ、サウシテ其ノ損ハドウ
シテ起ツタカト言ヘバ、政府ノ命令デ
サウ云フ損ガ起ツタ、ソレデアルノデ
アリマスガ、其ノ當時何困ルナラバ親
銀行ガ見テヤル、日本銀行ガ見テヤル
ト言ツテ日本銀行ガ貸付ケタ金ニア
ル、ソレデアルカラ今日事ガ起ツテシ
マツテカラ之ヲ考ヘテ見ルト云フト、
市中ノ銀行ガ損スル總額カラ「マイナ
ス」日本銀行ノ貸付ケタダケノモノヲ
引イテシマツタモノダケハ、即チ銀行
ノ負擔ニ屬スベキモノダト云フコトハ
明カナコトデアル、サウスレバ其ノ分
ハ銀行ト雖モ積立金ト株金ヨリ外ナイ
ノデスカラ、後ハ預金デ營業シテ居ル
ノデスカラ、即チ日本銀行カラ借リタ
ブチ込マレルト云フコトカラバ、道理
ハ著クノデスガ、日本銀行カラ貸シタ

金ハ別ニ返シテシマフ、生キテ居ルノ
ダト云フコトデハ、ソニードウモ呑ミ
メナイ點ガアル、デスカラソレ自體
ヲ少シ明カニシテ置カナクチヤイカヌ
ト云フコトヲ考ヘルノデスガ、ソレヂ
ヤ日本銀行ガ非常ニ困ルカラ、ソレハ
三百何十億ノ金ヲ今出セト言ツタラ非
常ニ困リマセウ、併シ從來ノ日本銀行
ノヤリ方ヲ見ルト云フト、隨分高率ナ
配當ヲシテ、サウシテ裕福ナ株主ガ株
主トナツテ居ル、一般ノ市中ノ株式會
社、例へバ保險會社ニシタ所デ株金ノ
九割迄打切ラナケレバナラスト云フエ
態ニナツテ居ルノニ、日本銀行ハ今日
株式會社デアリナガラ、晏然トシテ何
等犠牲ヲ拂ハナイデ此ノ危機ヲ乘切ル
コトガ出來ルト云フコトハ餘リニ「フエ
ア」デヤアリマセヌ、併シナガラ
ソシナコトヲ言ツテ見テモ證券銀行ト
シテモ借用ガ落チモ困ルトカ、何ト
カ云フノデ我々納得セセル理由ガア
ルナラバ、ソレハ納得スルヨリ仕方ガ
ナイト云フ、斯ワ云フ際ニ至ツテ「テッ
ド・ロック」ニ當ツテソレ以上進マウ
トスレバ我々ガ怪我ラスルノデアリマ
スカラ、ソゴ迄ハ主張致シマセヌガ、
其ノ邊ハドウ云フモノデアルカト云フ
コトヲ伺ヒタ

○國務大臣(石橋湛山君) 御趣意ハ能

ク分ルノデアリマス、サウ云フ議論

無論アリマシタシ、殊ニ民間銀行家等

今板谷委員ニ御答シタト同ジコトヲ緑

返ス譯デアリマスガ、精局日本銀行ノ

貸出ガ三百何十億圓ナラ何十億ト云フ

モノガ穴ニナルト云フコトハ、是ハ日

本銀行ニハ之ヲ株主ノ範圍ニ於テハ幾

大テシタカチヨツト覺エマセヌガ、大

シタモノデアリマセヌ、ソレデ後ハ日
本銀行デ被ルト云フコトハ國家ガ被
ル、日本銀行ハ幾等力評價益セアルカ
ヲ少シ明カニシテ置カナクチヤイカヌ
ト云フコトヲ考ヘルノデスガ、ソレヂ
ヤ日本銀行ガ非常ニ困ルカラ、ソレハ
三百何十億ノ金ヲ今出セト言ツタラ非
常ニ困リマセウ、併シ從來ノ日本銀行
ノヤリ方ヲ見ルト云フト、隨分高率ナ
配當ヲシテ、サウシテ裕福ナ株主ガ株
主トナツテ居ル、一般ノ市中ノ株式會
社、例へバ保險會社ニシタ所デ株金ノ
九割迄打切ラナケレバナラスト云フエ
態ニナツテ居ルノニ、日本銀行ハ今日
株式會社デアリナガラ、晏然トシテ何
等犠牲ヲ拂ハナイデ此ノ危機ヲ乘切ル
コトガ出來ルト云フコトハ餘リニ「フエ
ア」デヤアリマセヌ、併シナガラ
ソシナコトヲ言ツテ見テモ證券銀行ト
シテモ借用ガ落チモ困ルトカ、何ト
カ云フノデ我々納得セセル理由ガア
ルナラバ、ソレハ納得スルヨリ仕方ガ
ナイト云フ、斯ワ云フ際ニ至ツテ「テッ
ド・ロック」ニ當ツテソレ以上進マウ
トスレバ我々ガ怪我ラスルノデアリマ
スカラ、ソゴ迄ハ主張致シマセヌガ、
其ノ邊ハドウ云フモノデアルカト云フ
コトヲ伺ヒタ

是ハ一ツノ議論デアリマスガ、此ノ法

律ノ建前ガサウナツテ居ラナカツタ

云フコトデス、モウ一ツハソレデモヤ

ツテモ宜イノデアリマスガ、サウスレ

バ是ハ一種ノ發券銀行ヲ此ノ際之ニ捲

込ムコトハ矢張リ利益デヤナイ、ソレ

デ日本銀行ニ負擔ヲシテ貰フコトハ外

ニヤリヤウガアルノデアリマス、殊ニ

近イ中ニ中央銀行制度ト云フモノハ是

非改革シナケレバナラヌコトニモナツ

テ居リマスカラ、其ノ場合ニ之ヲ譲ツ

タ方ガ宜イ、斯様ニ私ハ判斷致シマシ

テ、日本銀行ハ暫ク安全ト云フト言葉

ハ惡イカモ知ラヌガ、手ヲ著ケナイコ

トニ致シタ澤デアリマス

○小山兜吾君 大體事情ハハツキリシ

マシタカラ、其ノ邊デ私ハ打切りマス

○委員長(三土忠造君) 今日ハ是デ散

會致シマス、明日ハ午前十時ヨリ開會

致シマス

午後三時五十六分散會

出席者左ノ如シ	委員長	三土 忠造君	國務大臣	子爵綾小路 謹君
副委員長 男爵高崎 翁彦君	候爵池田 宣政君	大藏大臣 石橋 湛山君	子爵梅漢 通虎君	男爵周布 犬道君
同	侯爵鍋島 直泰君	大藏事務官 上塚 司君	慶松勝左衛門君	長谷川赳天君
同	伯爵二荒 芳徳君	福田 起夫君	男爵林 忠一君	男爵八代五郎造君
同	清君	池田 勇人君	男爵翁富 鈎君	男爵中村 貢之君
同	子爵京極 雄耕君	渡邊喜久造君	河西豊太郎君	男爵宮原 旭君
同	高修君	奥野 健一君	橋本辰二郎君	黒田 英雄君
同	子爵京極 宏光君	三木 秋義君	片岡 直方君	板谷 順助君
		金藏君	岸本 彦衡君	小山 完吾君
			松岡 潤吉君	高橋龍太郎君
			上野喜左衛門君	有馬忠三郎君
			河端作兵衛君	中島徳太郎君
			岸本 彦衡君	片岡 潤吉君
			利得君	岸本 彦衡君
				岸本 彦衡君

昭和二十一年十一月十二日印刷

昭和二十一年十一月十三日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局